

令和3年第2回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和3年6月17日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉太郎
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 中 沢 武 志	産 業 建 設 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 菅 野 昭 裕
教 育 部 長 兼 生 涯 学 習 課 長 作 田 純 一	政 策 推 進 課 長 舘 下 憲 一
税 務 課 長 菊 地 健	住 民 生 活 課 長 安 田 春 好
健 康 福 祉 課 長 後 藤 隆	再 生 復 興 課 長 伊 藤 寿 夫
産 業 課 長 渡 辺 雅 彦	建 設 課 長 杉 原 仁
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 沢 み ち 子	教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤 智、鈴木真一、藤田良男

一般質問者目次

1.	2 番	渡 邊 啓 子	P. 18～
2.	11 番	押 山 義 則	P. 24～
3.	10 番	須 藤 軍 蔵	P. 38～
4.	8 番	武 田 悦 子	P. 45～
5.	6 番	佐 原 佐百合	P. 60～
6.	7 番	鈴 木 康 広	P. 70～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。

ご苦労さまでございます。会議に先立ち、申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の傍聴に、鈴木正雄さん外5名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） ここで総務部長より提案理由の説明について訂正がありますので、許します。

総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） おはようございます。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。議会初日の提案理由説明におきまして一部誤りがございましたので、ご訂正をお願いいたします。

お手数でも、提案理由説明書の補正予算関係、総務部長説明資料をご覧いただきたいと思います。

なお、訂正箇所につきましては4ページとなります。

下から10行目の左側になりますが、138万6,000円の補正計上というふうに記載をしておりますけれども、正しくは72万6,000円でございます。ご訂正をお願いします。

以上のとおりご訂正をお願いし、おわびを申し上げたいと思います。大変失礼いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

2番渡邊啓子君より通告がありました「交通事故防止対策の強化を求める」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） おはようございます。2番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について一般質問を行います。

質問に入る前に、一言ご報告というか、申し上げます。昨日、村内で子育て中の親子を対象に、親子ふれあい一般開放として大玉村民屋内運動場が開放されました。様

子を見に行ったときには3組の親子が遊びに来ていました。利用者の声としては「月に一度でもありがたい」、「広くていいね」、「ここで友達ができた」、「ジャングルジムや滑り台があればもっと楽しく遊べる」などの声がありました。村民の声を聞く会でも、子どもの遊び場を求める声が上がっておりましたので、今回の屋内運動場の開放は、村政を身近に感じられるきっかけの一つになったのではないかと思います。

遊具の件については、昨年12月定例会の一般質問で、子どもの遊び場の確保を求めた際に、屋内運動場はサンドフィルコートのため遊具の清掃や消毒の課題がある。今後検討していきたいとの答弁をいただきました。今回の利用者さんからも遊具を求める生の声が寄せられましたので、ぜひとも遊具のことをご検討いただきたいと思います。

1回目の今回は思ったより利用者が少なかったのですが、周知方法に問題があったのではないかと感じました。子育て中の方は忙しいので、案内のチラシを見逃してしまったり、うっかり忘れてしまったりすることがあるかと思います。せっかくの機会ですので、次回7月の開放日には事前に放送で流していただけると、利用者がもっと増えるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

初めに、交通事故防止対策の強化について伺います。

おおたま広報や村のホームページを見ますと、村内の交通事故発生件数は、ここ数年、徐々に減少してきていることが分かります。しかし朝夕の通勤通学の時間帯には交通量が多く危険な箇所があるのが現状です。さらなる交通事故防止対策が必要と考え、質問させていただきます。

令和2年度の大玉村内での交通事故の発生件数と事故の要因を伺います。また、そのうち交差点での事故は何件くらい発生しているのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 2番議員さんにお答えいたします。

交通関係の統計でございますが、これは年度ではなく暦年、1月から12月までの取りまとめとなっておりますので、その数字でお答えさせていただきます。

令和2年1月から12月までの件数になりますが、村内の人身交通事故は21件発生しており、そのうち7割を占める15件が国道における事故となっております。主に交差点や交差点付近での出会い頭の衝突や追突事故で、左右の確認不足、漫然たる運転が主な要因となっております。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） やはり交差点での事故が多いと言えます。車を運転する方は、それぞれが交通事故を起こさないように注意を払い安全運転に努めていると思いますが、残念ながら時として事故が起こってしまいます。交通事故を防止するためにどのような対策を取っているかを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 2番議員さんにお答えいたします。

交通事故防止対策として、カーブミラーや区画線、ガードレールなどの交通安全施設の整備のほか、ソフト面においては高齢者の運転免許証自主返納の支援や、交通安全教育専門員による園児や児童への交通指導、また交通安全協会や交通安全母の会等関係団体による交通事故防止の啓発活動を行っていただいております。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 関係団体による様々な活動を通して、またカーブミラーや区画線の確認、運転免許の自主返納など、様々な活動を通して交通事故防止に努められているとのこと、引き続き、なお一層の事故防止に努められますようお願いいたします。

次に、交通事故が起りやすい危険箇所と感じているところについてですが、大玉中学校周辺、東三合目の水道施設、正式には元大玉村第一水源施設ですか、がある交差点で、今年に入ってから2回、1月18日の夕方と2月12日の朝に交通事故がありました。2回目の事故のときに、騒ぎが少し収まってから様子を見に行ってみました。役場職員の方が側溝の蓋を開けて何かしていましたので、どうしたのか尋ねてみたところ、エンジンオイルが漏れて流れたとのことで、砂をまいて側溝に流れたオイルをスcoopでさらっているところでした。

現場は水道施設の建物があり、一部道路の勾配もあるため見通しが悪いです。また道路の幅が大差ないので優先道路が分かりにくい上に、止まれの路面標示もほとんど消えていて何と書いてあるのか判別できないような状況にあります。1か月たたないうちに同じ場所で2回続けて事故が起りました。朝夕は交通量が多く、自転車通学の中学生も通ることを心配して、近隣の住民からも一時停止の標識を立てるなどの対策を求める声が高まっております。これ以上事故が起らないように何らかの早急な対策を求めます。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 2 番議員さんにお答えをいたします。

東三合目地内村道的場・三合内線と、村道西庵・六社山線の交差点につきましては、過日開催をいたしました大玉村通学路安全推進会議におきまして、大玉中学校から対策の要望がございました。この会議におきまして当該交差点の現地確認調査を行ったところでございます。

その結果といたしまして、村では対策といたしまして注意喚起のための交差点のカラー塗装、こちらを実施することといたしまして、去る5月25日に工事を発注したところでございます。この工事につきましては村内各所を含めてでございますので、工期を8月31日までというふうにしてございますので、順次工事が進められてまいります。

今後とも事故多発箇所あるいは危険箇所等における対策を関係機関と連携を取りながら、しっかりと取ってまいりたいというふうに考えてございます。

さらに、現場の一時停止の規制につきましては、これは村ではなく県の公安委員会の指定になりますので、以前にも要望している状況でございますが、村交通対策協議会を通じて要望、上申するよう担当部課と連携をしてまいりたいというふうに考えて

ございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 早速の対策を検討していただいているということをお聞きしまして安心しました。少しでも交通事故が減ることを祈って、2 つ目の質問に移ります。

児童生徒の登下校時の安全対策について伺います。

児童生徒の登下校時の安全対策に不安を感じている保護者の声があります。本村では、家庭、地域、学校が協働していく「みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ大玉の教育」を目指しております。この観点から、子どもたちの安全を見守るためにできることは何かを考えてみたいと思います。

初めに、登下校時の見守り活動などの現状を伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 2 番議員さんにお答えいたします。

登下校時の見守り活動の状況につきましては、一部の行政区や老人クラブを中心とした見守り隊による見守りのほか、交通教育専門員による見守り、それから各季節ごとの交通安全運動期間には交通関係団体や P T A の皆様による登校時の見守りが行われることで、現在見守り活動を行っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） ありがとうございます。村内全域というわけではないようですが、行政区や老人クラブ、交通指導員の指導や季節ごとの関係団体、P T A などの見守りがあるということをお聞きしました。小学生の場合、登校時には集団登校なのでそんなに心配はないと思います。やはり下校時のほうが防犯の点で注意が必要でしょう。児童が下校時に一人で歩いて帰るのを心配する保護者がいらっしゃいます。最初は友達と一緒に帰るのですが、途中から一人になってしまうので心配だと、毎日迎えに行っている方もおられます。近隣では、下校時に子どもたちの見守りを放送で呼びかけているところもあります。

また、本村でも一部の地域で児童の下校時に防災無線でのお知らせが流されることを、先日初めて知りました。放送があれば農作業中の方に気にかけてもらえるだけでも助かる、安心できるという声があります。村内全域で下校時の見守り隊を設置することは、なかなか難しいと思いますが、放送を流すことはできないでしょうか。放送することで下校時間が不審者にも知られてしまうという心配も考えられますが、逆に誰かが見ているかもしれないということで抑止力になるのではないかと思います。本村は、「みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ大玉の教育」を目指しているわけですから、放送により直接的ではなくても、みんなで育てるという意識を高めることにつながるのではないのでしょうか。

以上のことから、児童の安全を守るために下校時の村内放送ができないか、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 2 番議員さんにお答えいたします。

主に学校への登校時、村内各地におきまして、住民福祉部長言うとおりの、地域の皆様方に子どもたちの見守り活動にご尽力いただいていることに感謝を申し上げたいというふうに思います。

現在、大玉 1 2 区におきまして、低学年の下校時に合わせて見守り活動をいただいております。防災無線にてその放送を実施しております。当該地域は組織的に見守り活動を実施していただいているという状況もあり、地域からの要請によりまして放送を実施してきたという経緯がございます。一方で、以前には不審者対策などにより防災無線による放送を実施することについて保護者の声なども聞きながら検討された結果、実施に至らなかったというような経緯もございます。

2 番議員さんのご質問のとおり、より多くの地域の皆様が子どもたちの安心・安全のためにご理解とご協力をいただけますように、村内全域の放送実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 以前にも検討された経緯があり、今回も検討してくださるとのこと、ありがとうございます。大玉村は平和ですから心配のし過ぎと思われる方もおられるかもしれませんが、私自身、中学生のときに声かけ事件に遭遇した経験がありますので、心配される保護者の気持ちも分かります。

さて、黄色い帽子の小学 1 年生がテントウムシの形をしたおそろいの防犯ブザーをランドセルにつけているのを見かけます。入学時に頂けるそうですが、高学年になるにつれてなくなったり壊れてしまったりで、つけていない子が増えているようです。いざというときに備えて、防犯ブザーをつけていない子がどのくらいいるか、一度調べていただいたほうがよいかと思います。

次に、中学生、高校生の下校時についてですが、冬場は日が暮れるのが早く、中学生、高校生の下校時間帯には既に暗くなっています。暗い夜道を自転車や徒歩で通行するのは危険を伴います。

先日、日が暮れてから車で村内をさっと 1 周してみたところ、防犯灯が少ない箇所があちこちに見受けられました。日中では分かりにくいのですが、暗くなってから見回してみますと、この辺は大分暗いなということがはっきりと分かります。状況把握のために、暗くなってから一度、村内 1 周を試みるのもよいのではないかと思います。

3 月定例会の当初予算質疑で、防犯灯設置工事費の予算が少ないのではないかと申し上げた際に、設置要望箇所の現地調査をし、通学路、生活道路を中心に予算の範囲内で設置していく、工事箇所はまだ決まっていないとの答弁をいただきました。その後、工事箇所は決まったのでしょうか。要望に対して予算が少ないことは実績からも分かります。村民の方から要望書を提出してから設置まで大体 3 年くらいかかるというような話を聞きます。3 月定例会前に確認したときには、防犯灯の設置要望箇所が

22件で49灯出されているとのことでした。今現在、防犯灯の設置要望件数と灯数はどのくらいあるのでしょうか。

また、地域のニーズによって独自で防犯灯を設置している地区が村内に何か所があると伺いました。その場合の設置工事費や電気代の村からの補助金などはどのようになっているのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 2番議員さんにお答えいたします。

まず、現在の防犯灯の設置要望の件数でございますが、令和3年6月現在で30件、62基の要望をいただいております。

次に、防犯灯関係の補助金の関係でございますが、防犯団体助成事業補助金ということで、防犯灯の新設の際には新設の経費の3分の1を補助し、団体の皆様で3分の2をご負担いただくといった形になっております。また防犯灯の維持管理ということで、こちら防犯灯の電気代も含みますが、電気代、修繕など、そういった維持管理費といたしまして村から2分の1の補助を行いまして、団体のほうでは2分の1のご負担をいただいているという状況となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 前回確認したときから、要望がさらに増えていることが分かりました。30件で62基の要望が出ているとのこと。この分では、ここ数年の実績ペースで工事をしていくと4年以上かかってしまうことが予想されます。現在出されている要望が全て通学路であるかどうかは分かりませんが、防犯灯は日々の生活に密着しており不便を感じているわけですから、補正予算で工事費を増額し、通学路の安全を確保すべきであると考えます。村長の考えを伺います。

先ほど、工事箇所は決まったのでしょうかという質問もしておりますので、その答弁をいただいてから村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 2番議員さんにお答えいたします。

今年度につきましては9件ということでの予定をしておりますし、また現在の取りまとめでございますが、それぞれの団体、区長さん経由がかなり多いんですが、そういったところからの要望を集計中でございます。現時点では取りまとめがつき次第、7月発注で9月中には今年度の前期分を完成させたいと思っております。また後期分については引き続き取りまとめ精査を行いまして、10月発注の12月完成を目指しているという現状でございます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えいたします。

大玉村、これ、都市部の場合には住宅密集地があって、そこに集中的につけることができる。それから商店等が自分でつけてくれるというのがありますが、農村特有で散居と言われている住居がばらばらで大変広い村道の中にばらばらになっているん

で、村全体をとというのはなかなか難しい状況ですが、やはり集落のあるところとか、それからあと、周りが林だったりなんかでちょっと怖いというところについては、できるだけ早く設置をしたいということと、現地を見るということ、非常に夜、実際村内歩いてみて怖いなどというのを見るのは大変いいことだと思いますので、職員のほうにもそのように対応する指示をしたいと思います。

それから、あと当初予算というのは予算の都合で絞って予算を上げるので、当然9月なり12月の補正予算で、大変今のままいくと60数基が、最近も10件ぐらい上がってきていますのでどんどん増えているということで、設置するのにも大変経費がかかりますし電気代の問題等もございますので、すぐに全部というわけにはいきませんが、できるだけ多くの灯数がつけられるように補正も含めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 村長より前向きな答えをいただき、大変ありがたく思います。事件や事故が起きてからでは遅いです。限られた財源の中でのやりくりは大変だと思いますが、どうやったらできるかということを再度考えていただき、早急な対応をお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、2番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

11番押山義則君より通告がありました「コロナ禍の課題とコロナ後の社会課題が振興計画等にもたらす影響を検証する」の質問を許します。11番。

○11番（押山義則） 議長の許可をいただきまして、6月定例議会の一般質問に入ります。

コロナが国内で発生して1年と3か月余りたちましたが、世界ではこの6月現在、1億7,600万人以上の感染、それから死者数も381万人以上、国内でも77万以上の感染者数を数え、亡くなられた方も1万4,000人を超える。県内でも4,700人以上、死者数も158人、大玉村でも残念ながら15名の感染、また1人の方が亡くなっておられます。改めて心からのお見舞いを申し上げるところでございます。

さて、我々のwithコロナ生活もう1年以上、先行きが全く不透明、新型コロナウイルスの感染爆発はいつ収束するのか、ワクチン接種はどれだけ功を奏するのか、また東京オリンピックは無事開催されるのか、将来の不確実性を上げれば切りがありません。こうした不透明な世界をこれから我々はどう乗り切っていけばよいのでしょうか。

今回の一般質問は、こうした現実をどのように捉え、どのように対処を考えておられるのか、この夏に改選期を迎えられる村長に対して、大玉村の将来に向けての展望、特に村運営の指針となる今策定中の第五次大玉村総合振興計画の内容の重点施策をピックアップして、村長に伺ってまいります。くしくも、選挙のマニフェストの確認のような形となりますが、コロナ禍の真ただ中、判断は難しい状況にあります。よ

ろしくお願い申し上げます。

さて、これからの大玉村の１０年後、２０年後を見据えた村づくり計画、様々な形で地方分権改革が進められるであろうと予想される中での地方自治体に課せられた課題、役割は大変大きい、そして厳しいと考えております。しかしながら、これまでの２０年、１０年、大玉村は自立を選択し、様々な困難に直面しながらも着実に大玉村のあるべき姿を内外に示されてきた、この２０年、１０年であったと評価できるのではと考えております。そういった状況下でのこのたびの総合振興計画案であります、的確に大玉村の進むべき姿を捉えておられると、私は評価いたしております。

それでは、何点か確認したい内容を伺ってまいります。

まず、整備計画の第６章に、社会動向と大玉村の課題として大規模災害感染症などに対するリスクマネジメントの推進についてとあります。

冒頭に取り上げましたコロナ禍の中、危機管理という観点、危機管理の鉄則を改めて伺うとともに、この危機が長期化する中で、ある種の慣れのような状況ができつつある昨今、行政のリーダーの資質が問われると考えております。計画の中で、このことを第１節に掲げられたことは賢明であると理解しております。改めてリスクマネジメントの推進という観点から、村長の考え方をまず伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） １１番議員さんにお答えいたします。

１０年前の東日本大震災以来、大規模災害が全国的にも広がっていると。豪雨災害、ゲリラ災害等、豪雨等についても頻発すると。１０年前までは、いろいろありましたけれども、村内においてはそれほど心配する大きな災害がなかったという中で、あの１０年前の原発というのは、富岡から多くの方、４００名を超える方が避難されてきて、我々もそういうものと無縁ではないということを当然思い知ったということで、当然この１０年間、いろんな災害がありましたので、災害から学ぶというのがリスクマネジメントのまず第一義だというふうに考えています。大分学びました。どういふふうにすればいいのかということ。本宮の大水害もありましたし、そういうことも含めて、総合振興計画の中にはそれらをしっかり位置づけをしたいということで防災計画を新たに作りましたので、それに基づいてしっかりと対応していくということで、それからあと、大玉村業務継続計画というのも策定しております。災害が起きた後にどういふふうに職員が具体的に動くのかと、どういふときに業務を遂行するのかと、このこと、これ３０年につくってありますので、これも防災計画と併せてしっかりと周知を図ってやっていきたいというふうに考えております。

それと新型インフルエンザについては行動計画をつくっておりますので、教育委員会のほうにも教育委員会のほうの行動計画を作成されておりますので、それに基づいてしっかりと進めていきたいと。

ただ、事態は動きますので、固定されたものではなくて、その都度その都度直面する問題にきちっと対応できるように、中身を変更しながら対応していきたいなというふうに考えています。かなり多くのことをこの今までの災害から我々の職員も学んだ

というふうに感じています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） これまでの経過、コロナ対策でありますか、大玉村として対応されてきた状況、村民の評価は様々であります。おおむね納得されていると理解しております。感染対策、それから経済対策、子育てや教育関係においても、村民の安心・安全を第一に捉えられたことと理解しております。

その上で1点だけ確認したいんですが、大玉村が今回のコロナ対応で直面した問題点は、無医村であるということではないでしょうか。安達医師会があるというものの、このたびのパンデミックは医療機関のみで対処できるものではありませんが、村民の安心・安全のためには、診療所のようなものでもあったらと必要性を感じました。今回の課題の一つと考えますが、そういう意味で、そういう医療機関の誘致の可能性は考えられないのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

今回のワクチン接種に関しては、無医村であるというハンデは一切ありません。これは安達管内2市1村で同時にやっております。予約率は、怒られるかな、これ言うと。2市1村で一番高いです。ですから無医村であるというハンデは今回の場合には一切ないということは、二本松、本宮を含めて安達医師会が均等に管内やりますよということで取り組んでいただいているということで、そして保健センターも3週間に1回でしたが、今、安達医師会で毎週できないかということで検討いただいていると。

大玉村が3週に1回だったのは、大玉村は医者がいないから少ないのではなくて、毎週日曜日、職員が出なきゃならないと。そうすると、大玉のような小さい町村が毎週職員が勤務に当たらなきゃいけないということになると大変過重になるだろうということで、大玉村は3週間で1回でいいよということで3週間に1回になったということです。ですから二本松、本宮のえぽかや交流センターには、大玉の皆さんは同じように行って受けることができますので、そちらで二本松と本宮で配慮してやっています。

ただ、村民の受け取りは、医者がいないから3週間に1回なんじゃないかというふうに思われている方がおられますが、実際のところは二本松、本宮の大玉に対する配慮、職員の少なさに対する行政規模の小ささに対する配慮だということをご理解をいただきたいと思います。ただ、そうは言っても甘えてばかりいられませんので、できれば6月27日から毎週、保健センターで接種をしたいということで安達医師会のほうをお願いをし、安達医師会では今前向きに検討いただいておりますが、医者確保ができないとできませんが、そういうことで、ワクチン接種に関しては無医村であることは一切ハンデにはなっていないということと、それから診療所を誘致した場合、設備含め何億という建物、器具、それから報償費まで含めると、大玉村にとって非常に大きな負担になる可能性がありますので、誘致を諦めたわけではなくて、自分で来

ていただいて大玉に関与していただくという方法が最良だと考えています。誘致をしているところは非常に大きな財政負担を強いられるというのが現実で、医療機械も非常に高いですですから、1台、億の金がかかると思いますので、そういうこともありますので。

あと、15分以内に医療機関があります。それは何を示すかということ、国民健康保険の医療費が大玉村は福島県内でもトップクラスです。医療機関のない地域であれば上がるはずがないですね。ですから医療機関のない不便なところの医療費というのは、総体的に非常に低いんです。ですから、総合的に考えて村で大きな負担をしないで医療機関が設置されることがベターですので、そういう努力はこれからも続けていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 今の状況、村長から丁寧に説明ございました。医療機関、確かに近隣に一番利便性の高い地域に大玉もある。そういうふうな理解もあって人口増とかなんかに結びついているんだと思いますが、やはり何らかの形で村にお医者さんが、無医村という言葉がちょっと響きが悪いものですから、その辺から申し上げました。

また、今もちょっと触れましたが、この人口構造の限界の対応として、整備計画の中でインフラの規模適正化、ダウンサイジングと申しますかが取り上げられております。大玉村が将来とも公共基盤の予防安全型維持管理の実施も言っておられます。長寿命化や財政基盤の適正化を求めていく姿勢、このことが村づくりの基本であり課題であると認識しております。自主防災活動などを主とした地域のコミュニティを村民の誰もが認識する仕組みづくりが急務ではないでしょうか。村長の掲げておられる定住化施策の充実について、併せて地域づくりの問題点、これをどのように捉えておられるのか、重ねて伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

まず、地域づくり、大玉村は農村部ですので地域コミュニティはしっかりとできていたはずなんです、県営圃場整備で昭和40年代後半にもう既に大規模農業というか始まって、勤めの方が増えて兼業農家がほとんどになってしまったということで、こういう農村部には非常に珍しく都会化が早期に進んでしまったということがありますので、ほかの村等とは、この村の歴史がまるで違うというふうに考えていますので、それを踏まえて村づくりをやっていかなければいけないというふうに思っています。

やはり、高齢化に向けても地域の力というのは非常に大切なので、地域防災計画、自主防災計画ですね、地域でつくっていただいて、そこが防災というのはやはり高齢者の見守りも含めての防災ですので、そういうものを広めていきたいというふうに考えてやってきたわけですが、まだ1か所もできていないということ、やはり、これも村独特、大玉村特有のもので、働きかけをしてもなかなかつくっていただけないとい

う部分もありますので、これ、もう一回村としても反省をして、住民のせいではなくて、やはり行政のほうの力が弱かったというふうに考えて、今度は全庁的に行政支援員もおりますので、その辺も含めて全庁的に地区で自主防災組織をつくっていくということを取り組みたいなというふうに考えております。

それから、あと区長制度もしっかりしていますし組長制度もしっかりしていますので、これは都会と比べると組はある程度機能するだろうということもありますので、自主防災組織の規模を含めて、改めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 具体的に問題点、示していただきました。そのとおりだと思います。これまで村政の成果として定住人口の増加や出生数について掲げられてまいりましたが、結果として地域のコミュニティづくりに村長がおっしゃられたとおり、ひずみというか生活環境の変化をもたらしているのも事実であります。核家族が進行する中、地方の自治体が抱える共通の課題でもあります。対応はまさにトップリーダーの行政手腕にかかっていると云っても過言ではありません。バランスの取れた施策展開を願っております。

次に、基本構想の中から住民参画・協議による行政運営の推進、特に民間協力の活用や公設民営の推進、自主財源の確保と経常経費の節減に努めると強調されておられます。このことは指導者の考え方、村長のリーダーシップが最も期待される焦点であります。既にこれまでの施策で、ある程度の条件整備は整っていると考えております。ただ、私の考えるところではありますが、住民参画・協議のルールの中で、いささか足りないと感じていることは人材育成なのかなと捉えております。改めてこの施策、この考え方の充実に向け、どのような形で、どのようなケースで、どのような方法で考えておられるのか、伺っておきます。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

今言われた公設民営とか自主財源の確保、これは村の行政上のベースになる考え方で、行き着くところはやはり財政の健全化ということ、これがなければ何もできませんので、ここにやっぱり行き着く、その結果として住民福祉が向上するというふうにつながっていくんだらうというふうに考えています。

それを誰がやるのかということになると、役場の人材であり、村内にある人材の村づくりに対する協力をいただくということにつながっていくんだらうというふうに考えていますので、振興計画自体はそのルーチンをしっかりと書き上げたつもりでございます。あとはそれをいかに実現するかということですので、将来の人材育成についてはSNSの問題が随分今まで議論されましたが、なかなか進まないということで、今回、職員を1名、今回の予算の中で専門機関にお願いをして研修をやっていただくということで、外から得られないのであれば内部でつくろうということで職員に研修を、かなりの精度の研修をやっていただくことにしております。

それと併せて今回の予算にも上がっていますが、地域おこし協力隊1名、お願いをする予定であります。この方には地域づくりに関わっていただく、そして村の情報を発信していただくということです。今言っている庁内の職員のスキルと、今度の地域おこし協力隊のスキルを併せて外部に対する発信とか、それから村内での若者たちの人材育成、地域おこし協力隊に人材を育成していただくんじゃなくて、人材育成というところから目線でこうやりなさい、これ学びなさいということじゃなくて、まず集まっていただいて、大玉村の現状を話し合ったり、これからどうするかというようなことの核となっていていただくような人材を地域おこし協力隊の一つのメインの仕事として組織づくりを始めると、そこからだと思います。いきなり専門的な知識を得たり、何をすぐに実現するかというようなものに行くレベルではないというふうに考えています。まず集まっていただくというところから始めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 今、大玉村の現状として、村づくり株式会社とか、それからこれから充実されるであろう農業振興公社、それから先ほどから申し上げておりますが、自主防災組織、これらの充実、それは大変現実的な問題だと考えております。やはりそういった意味での、行政のほうは当然であります。一般村民の中からも、それから内外からも、そういった意味での人材の育成、冒頭において進めていかなければならないのかと考えております。そういった意味での人材育成の方法とか在り方にご期待を申し上げたいと思います。

次に、基本計画のほうから伺ってまいります。

産業の振興創生から農業振興に向けて農業振興公社の設置、運営とか、それから農地中間管理事業への本格的な取組、さらには担い手育成とか大玉産米のブランド化、それから農福連携の目標から実現に向けた施策展開に進んでいるものと思っております。そういった観点から、この中で特に早い時期の公社の設置に取り組む必要があると思います。それらの振興計画について考え方を伺っておきます。

それから、また先月の全員協議会には、役場内プロジェクトチームによる横堀平仮設住宅跡地利活用による大玉再エネ・アグリパーク構想の素案が披露されました。これらの施策を取り巻く状況把握をしっかり捉えた取組と理解しております。重ねて産業の振興、創生、冒頭に申し上げましたが、それらにつき期待するところでありますが、改めて施策に向けての意欲を伺ってまいります。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

産業振興、これは当然行政としては基本的なことではございますが、どの時代でも産業振興については村のベースとして力を入れて取り組んできたものでございますが、時代は非常に十年一昔の時代ではなくて、1年が一昔の時代に入ってきて、物すごいスピードで世の中が動いておりますので、役場行政、村も取り残されないように、次々と新たなものに対応していかなきゃいけないというふうに、問題意識をベースに

持って、いろいろと振興計画等についてもつくらせていただいているわけですが、振興公社については一応の最終答申をいただきました。14日に最後の会議。最後というか、検討会は引き続き行われますが、取りあえずの答申をいただきまして、振興公社の設置は必要だという結論をいただきました。

最初は、何でつくんなんねんだ、何で今なんだというようなお話からスタートして、最終的には検討委員の皆さんの一致した考えとして、大玉村のこれからの農業、畜産、林業を推進していくためには、維持していくためには、振興公社の設置は不可欠だという結論をいただきまして、具体的にどういうことに取り組むべきかということも答申の中に書いていただきましたので、これからは検討会と併せて設立準備会を新たに別に設置をする予定であります。これには専門的な知識を有する方とか、そういう方も含めての設立に向けての法的な問題とか含めて、現実的な問題として検討していきたい。早ければ10月にというふうにと考えておりますが、あまり時間にとらわれないうで準備委員会の中のお話を伺いながら進んでいきたいなと。ただ、できるだけ早急にスタートしたいと。

そして当然ですが、いきなりフル回転はできませんので、スモールスタートということで、今すぐ取り組むべきものから取り組んでいきたいなというふうに考えております。どういうものに取り組むかについては、検討会の結果と、それから準備委員会の中で、またもんでいただくということになろうと思います。

それから、あと、今やっている農福連携、SDGsの中でも言っている障がい者とか、誰も同じように暮らしていける社会づくりという大きなテーマがあります。誰一人残さない社会ということですので、それを実現するためには、やはり障がいのある方が普通に大玉の中で暮らしていけるような状況をつくり上げていかなければいけないというふうに考えています。

そのためには、収入の確保というのもある程度、将来にわたってのことを考えると必要になってくるだろうということで、農業と福祉を連携をしてやりたいというふうなことで、農福連携を振興計画の中に書かせていただきました。それ以外にも農業を取り巻く問題、畜産を取り巻く問題、いっぱいありますが、省略をさせていただきますが、農福連携に限ると、どういう方法、手法を取るかという中でプロジェクトチームが苗畑事業、その跡地をどういうふうにご利用するかと。

最初、非常に1回目の中間報告でユニークな、本当に実現したらいいなと思うような報告をいただきました。ただ財源の問題とか、現実的に実現のちょっと困難なものが含まれておりましたので、農福連携をベースとしてもう一度考えましようということですり合わせをしながら、かなり現実的なプロジェクトの結果、これは報告したの、議会に。したね、全員協議会にね、ああいうものができましたので、大変職員のスキルアップにもなったんじゃないかと。あとは、これをどういかに1つでも2つでも実現していくかということですので、ですからプロジェクトは解散せずに管理職も含めてのプロジェクトでしたので、今度はいろいろ調べるものがあります。補助金の関係とか、あといろいろ技術的な問題ありますから、そういうものは今度分担しながら全

庁を挙げて取り組んでいくということで、大変大きな壮大なプロジェクトですので、国まで行かないとできないようなものですので、しっかりと取り組んでいきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） アグリパーク、村民の中には初めて聞くような名称で戸惑う方もおられたかと思いますが、この発案は大変すばらしいものだと思っております。実際中身を見て、すばらしい提案に感服いたしました。早期の具現化を求めたいと思っております。

ただ、これ多部門にわたる事業内容でありますので、担当部署、独立性を含めた専門部署の開設を図って、国、そして県の強力な支援を求めた施策展開を願いたいんですが、そういう考えがあるかどうか伺っておきますが、よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度、お答えを申し上げます。

村の職員定数というのは、行政職に携わっているのは70名程度しかいせんので、それぞれの日常業務をこなしていくのに、本当に実際申し上げますと精いっぱい。そこにもってきて、コロナワクチンの対応については全庁的に対応ということで、これからも行われますので、新たな部署をつくとなると人員を増やさなきゃいけないというようなことで財政的な問題もあるので、今のところはこのプロジェクトについては各部から出ていますので、その部から出ていた職員たちで手当てしながら、通常業務の合間に検討、研究、調査をするということになりますので、なかなか専門部署をつくるというのは難しいところです。

なぜかという、専門部署をつくんなきゃなんない。まず取りあえずはスマートインターチェンジの対策室を立ち上げる予定でおります。ここに複数名の職員が専門職として入る予定でおります。立ち上げは早くて10月、遅ければ来年の4月に専門の対策室を立ち上げる。それからあと農業振興公社が立ち上げると、やはりそちらのほうに複数人数の職員が、当初は兼務になるか出向になるか、まだ検討中ですが、つくんなきゃいけないと。ですから、別組織をいっぴいつくるというのは大変。職員の数から財政的にも難しいところがあります。取りあえずはこのプロジェクトについては庁内一体となって進めていこうということで考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 計画事業盛りだくさんの中でありますので、大変厳しいものがあると思いますが、私としては、この事業はやっぱりどうしても成功してほしい。今までも国が国土強靱化とかいろんな開発事業、政策展開しておりますが、国そのものがいろんな形で事業を始めるけれども頓挫している、そういうのが今現実のようでした。やはりそういった意味で、かなりきちんとした形で本格的に取り組まないと難しい事業なのではないかなと感じますので、そういった点からよろしくお願いします。

たいと思います。

次に、商工業の復興・創生について伺います。

観光と併せて復興という言葉が使われたことに、これらを取り巻く環境は大変厳しい状況にあると理解いたします。スマートインターの設置、誘致、これには大変魅力を感じますが、これは長い道のりになるのではないのでしょうかと、そう思っております。早期実現を期待するものであります。

さて、現実的な問題提起をいたします。これまで何度か機会あるたびに申し上げてまいりました。玉井地区へのコンビニエンスストアの誘致を心がけてほしいという願いであります。コンビニの存在は今や行政や金融機関の一端を担っております。高齢者にとっても生活支援の一翼を担っております。村長の考えは何度か伺っておりますが、私としては村民の声として、ただただ出店のできる条件整備を願うところであります。住民の願いが必要が大きいのご理解いただきたいと思います。改めて考え方を伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

コンビニエンスストア、大山地区にセブンイレブンからファミリーマート、ローソンというふうにございますが、大玉村として捉えていただいて、大玉に3店も4店もあるんだよということで、今、車社会ですので、住吉の信号まで行ってもそれこそ2分もあれば行けますので、ほかの大きな都市から比べればかなり利便性はあるんじゃないかというふうに考えていますし、誘致となると村が土地を用意しなきゃいけない。これは具体的には無理だということになります。ほかは全部自主的に設置している。それ、大玉村に1店もなく非常に村民がコンビニを要望しているということになれば、村が土地を用意するというのも、そういう自治体もあるとは思いますが、大玉の場合には下がればすぐに本宮の境のところにありますし、そういう点で誘致というのはちょっと無理があるのかなというふうに考えておりますが、ただ、玉井地区にコンビニがないことは事実ですので、あそこの宝蔵田の十字路を言われているとすれば、これはもう村の方針として駄目だということで、もう30年来言ってきていますので、あそこにできると、あの一団の守るべき国土利用計画で言っている土地の保全というのができなくなると。蟻の一穴になりますので、これは村としては応じられないということで、これからも一括管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 村長のおっしゃることは理解できますが、あくまでもある意味でいろんな角度から条件整備を願いたいということでありまして。別に宝蔵田のあの場所とは限っておりません。もっと可能性のある場所も県道のバイパスもできましたし、それなりの別な交差点もつくりました。今より交通量はそう変わらないであります。もう片方なら住宅の隣地もありますから可能な方法もございます。そういった意味での一切駄目というような考えでなくて、そういった意味の条件整備、いろんな業者か

ら打診もあると思うんでありますが、その辺の大玉村は厳しい、そういう形が何年か前にセブンイレブンを統括する会社の責任者から、大玉村に言ったって話も聞いてくれないというそういうふうな状況を伺ったことがございますので、そういった意味でのもっと緩やかな条件整備を願えないかという発案でございます。

ただ、現実には、村長、先ほどおっしゃられたとおり、大山に何店かあって玉井に1店もない。そういった意味で、確かに玉井の民家が集中した中でやるのは採算的に難しいのかもしれませんが、やはり田んぼ通りは主要な交通手段となっております。そういうのも併せて条件整備、重ねて伺いたいです。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

田んぼ通りの宝蔵田の交差点については、それはもう村の方針としてずっと堅持をしてくれているんで、やはり行政としての意思決定というのは駄目なものは駄目ということをやらないと、太陽光発電と同じようなことになってしまいますので、これは村は、あそこに行くのとやりにくいと、非常に結構なことだというふうに考えているんですが、ただ、セブンイレブンに関しては、大森さんのところ、玉井の町並みから入って大森さんのところ、あそこだったら出店しても大丈夫ですよ、農振除外に協力しますよという過去の話があります。ですから、そういう場所を提供というか、そこだったら申請が出れば村としては設置に協力しますよというお話はさせていただいています。だけれども、自分の決めたところじゃないと駄目だと言っていることなので、それにあえて村が対応する必要はないだろうというふうに考えていますので、やはり村は、行政も自治体としての意思がある組織ですので、やはり駄目なものは駄目ということは言うことは必要かなというふうに感じています。あそこが魅力的なのは十分に分かっております。毎年2～3件、いろんな人を通してあそこに建てさせてくれというお話は来ていますが、逆に言うと、今になってから建てることもそもそもできないということになります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） おっしゃられたとおりだと思います。ただ村民の感覚としては、村が駄目だから玉井にはできないんだという、そういう理解が浸透しているのも現実であります。その辺も踏まえて今後の村長の対応を期待したいと思います。

次に、安心生活について伺ってまいります。

健康づくり、まず当面は新型コロナウイルス対応だと思います。健康長寿推進もコロナ次第と考えます。一日も早い収束を改めて願うところであります。

さて、特筆する施策展開について何点か伺ってまいります。

まず、新たな山麓交流センター設置補助事業についてということで伺います。

改めてどのような構想内容なのか、この6月議会に建設予算計上されておりますが、この振興計画案と今回の事業計画に至った、その経緯について、その中身についてまず伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

経緯ということでございますけれども、本件につきましては、平成31年の3月定例議会におきまして陳情採択となりました、仮称大玉地域活性化センター設置に関する事項となります。これに関しましては、採択後に申請を行ってございました一般財団法人自治総合センターのコミュニティ施設整備事業補助金、これが本年3月に交付決定を受けました。これによって、本定例会におきまして関係予算の計上を行ったところでございます。交付決定額は1,500万円ということで、今回の補正予算のほうに歳入として計上させていただいております。

なお、補正予算の議決後におきましては、事業主体となります地縁団体、玉井9区婦人ホームに補助金交付の手続を、まず行わせていただいて、同地縁団体がその後、工事発注をする予定でございます。これにより、令和4年3月に完成に向けまして事業を進めているというふうな内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 現存する婦人ホームの改築等は行っております。そういった意味だったんですが、この振興計画の中では、地域住民のコミュニティ形成や、中山間地での農業研修の拠点などの機能を持つ南小屋婦人開拓ホーム改築のための助成制度を創設するとございます。そういった意味で、今回の婦人ホームが消えてどういう形の名称になるのか、あと、あえてその補助とした理由がちょっと理解できなかった。あと、それから伺いたいのは、規模について。ただ、今の現状だと単なる集会所のような形に聞こえるんですが、この計画の目的であると、ふれあいセンターのような位置づけになるんでないかなと考えております。

この集会施設が必要なことは十分理解しておりますし、これが今回予算化されたことは大変うれしいと思っておりますが、この総合整備計画の中で示されているものと、今回6月議会に計上されたものと、何となく違和感を感じるんであります。今の部長の説明だと、従来の各地域にある集会施設とどう違うのか。そういった意味で、あと重ねて言わせてもらえれば、結局は道路の状況とか、今回建設される場所の条件整備ですね、結局駐車場の確保とか、この整備計画で言っている中身に合わせるんだったらば、ちょっと条件的に合わなくなるんでないかと、そういう心配を危惧しております。それなりに1,500万の補助ですか、今回宝くじの補助があると。うれしいことです。ただ、それに一般財源2,000万、3,500万。総事業費の内容も私らに示されておられません。これ3,500万でできるものなのか、地元負担が重なってどういう規模になるのか、その辺の説明は、それ補正予算の審議の中でもできることでありますが、まだ時間ありますので、そういうことを伺っておきたいんです。

整備計画の中でおっしゃるところの条件整備の必要があるのではないかと考えております。施設の整備は大賛成であります。結局1,500万の補助も取り付けられました。せっかくの施設でありますので、駐車場とか道路整備とか、そういう条件整備

を併せて願った施策展開を求めているんであります。お願いします。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

まず、性格です、この建物の。これについては補助が1,500万入ると。この事例は、宮下が補助をもらって建てております。これは申請してみないと分からないということで、もらったばかりなので、かなり採択になるのは難しいんじゃないのかというふうに言われていました。ただし、結果として補助が確定をしたということがありました。ただ、この事業は補助がなくてもやるということで内部的には決定をしておりましたし、皆さんにもそういうもののお話はさせていただいていました。

性格的には、婦人ホーム自体が開拓地が入ったあそこの地域、中山間地域の振興を目的として全額国・県で建てた建物でございますので、それを継承するということがなれば、これは地区集会所だからわが家で造れということではなくて、やはり、その後継として中山間の拠点としての建物が欲しいということで、7区、8区、9区、10区の連名で議会のほうに陳情が上がって、それは当然必要だろうということで議会の皆様のご理解を得て採択になったと。それを受けて、村のほうとしてはどういう手法で建設するかということを検討してまいりました。

結果的には、ふれあいセンターのように村が設置して、村が管理して管理人を置いてやるという方法が一番妥当と言え妥当です、今までの手法からすると。ただし地域の人口とかそういうものを踏まえたときに、ふれあいセンター、今建設すると多分1億ぐらいかかります。高騰していますから。それから管理人を置いて管理をするということになると、村のほうとしてもかなり厳しいということで、次善の策を探った結果、地縁団体があって地縁団体とお話をした結果、建物をできれば自分たちで管理しますというお話をいただきました。これは村としては願ってもないお話ですので、ただし地域のコミュニティセンターではありませんので、中山間のこれからの温暖化に向けて、あそこの中山間の土地利用というのは大玉村の農業振興公社を立ち上げたときのまず土地利用としては、中山間の土地利用を、これはすぐ取り組みたいというふうに考えていますが、そういうときの研修だったり会議を開いたりするような場所としても当然使いたいと、補助を出すわけですから。ですから、通常の管理運営は地縁団体にやっていただいて、それから一般の方も申し込んで自由に使っていただける施設にさせていただく予定です。契約します。ですから、その分については年間の運営費の補助は、やはり村としてはしなきゃいけないなど。ただし、そこに管理人を置いたりそういうことはしないということで、経費の節減を図りながら活用していきたいというふうに考えております。

ですから、使用目的が地域のコミュニティづくりの場と、それから、あと中山間の農業・産業振興と拠点として利用するということを書かせていただいたということでございます。

それから、規模的には今と同じ大きさです。今は中、仕切られたりなんかしていますが、ワンルームにさせていただいて、基本的にはね。ただし造るのは地縁団体です

から、どういうふうに間取りをするかということは、地縁団体の中で考えていただきます。

あと、3,500万で収まるのかということですが、当面3,500万で検討していただく。今、木材の値段が2割から3割、今年の実には木材価格は倍になるだろうというふうに言われていますので、大変建築費が高騰していると。建築できないような補助では、これ何もできませんので、今のところ3,500万の中で設計をして、設計料も含め取壊しを含めてやっていただく予定でおりますが、これについては少し流動的になると思います。

あと、備品等については当然建設する中で検討してまいりますので、備品等についても村としては補助をしていきたいと。これも補正になろうと思いますが、そういう形で考えております。

地縁団体と言いながらも、財産のないところで、自分たちで負担しなさいというのは、今回の趣旨からするとちょっと無理がありますので、村としては1,500万の補助金をもらったということで大変財政的に助かったなというふうに感じているところですので、必要なものは出していくと。

それから、アクセス道路と駐車場の件、これは当然考えました。建築場所も変えられないと。ただしインフラ整備にはお金と時間がかかります。それを整備を併せてやろうとすると、この先また4年、5年遅れてしまうということになりますので、道路整備は、ふれあい村民の森まで行く道路は改良しなきゃいけないだろうというふうには、建設課のほうでも、いつになるかはまだちょっとはつきりしませんが、考えています。そのときに道路については併せて整備できないかということを検討しようということではありますが、何せインフラ整備を併せてやると、建築はいつのことだか分からない。まず取りあえず建物の使用、大変厳しい状況になっていますので、建てるということを優先してやっていきたいというふうに考えています。

それから山麓交流センターというのは仮称ですので、ご指摘もありましたので、振興計画には山麓に交流センターをつくるというふうに「に」を入れさせていただきますので、名称は地縁団体にお任せをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な説明ありがとうございました。ある意味で苦言を申し上げているわけではありませんが、時代が変わったというように、ある程度は理解しております。今までそれぞれこういう施設については住民の負担でやってまいりました。私どものほうの改善センターも各戸10万ずつ出し合って、50数軒の集落ですが、これで金を集めて、それから村の助成金を頂いて、そして土地を借りて造りました。それで現在も年5,000円ずつ維持管理費を地域に負担していただいております。そのような現状もあるんであります。だから、ある意味で、そういったこういう施設に対しての整合性といいますか、そういうものは私どもの立場ではやっぱり申し上げておかなきゃならないなど、そういう考えから質問を設定いたしました。厳しい指摘

かとは思いますが、やはりその辺も含めまして、今後のこういった施設の運営、やっぱり村民に理解される整合性を持った施策展開を願いたいと申し上げておきます。

以上です。

次の質問に入ります。

今回、さくら公園拡張事業というのが、改めて今回この計画上に載っております。親水公園の事業の一環と私は考えておりましたが、あえて別枠の事業名とされた意図を改めて伺いたい。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

さくら公園拡充、これは昭和30年に阿武隈川沿いの土地、今ある松が枯れていますけれども、あそこのところに親水公園をつくってほしいということで、地主が了解をして議会のほうに要望を提出して、議会でやはり採択をしてあそこに公園を造るべきだということで採択をいただいているわけですが、なかなか財源的な問題とかありましてそのままになっておりましたが、やはり賛同して判こを押した地主からは、あれ、いつになったらさくら公園できるんだということもございますし、馬場桜自体がそのような状況ですので、しっかりと桜という村の花を村内外に示すためにも、桜をテーマにした公園というのがやはり必要だなということと、県のほう、県北建設事務所のほうで、小学生たちの安達太良川のあの川のところのさくら公園の脇の川のところの水生生物の調査をやったりして、ビオトープをつくっていくのに非常に玉井小学校、大山小学校、期待しているところもありましたので、あそこの低いところにそういうビオトープなんかを造って、桜だけではなくて、総合的にそういう公園は、じゃ、そういう要望もありましたので検討しようということで、あの振興計画に載せさせていただいた。

それから、あともう1つ、親水公園ということ、村民の皆さん、若い人たちから要望が出ておりますので、別の場所に大規模なもの、本宮の公園みたいな大規模なものは難しいですけども、親水公園を1か所、村の中央にできないかということで計画をしてまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） これまでも何度か話のあった内容ですので、今、村長から具体的な素案が示されました。村長の理想とする計画案で実現できることを願うんですが、たださくら公園の現在管理する団体も大変高齢化していて、私自身も高齢化の管理人の一人なんですありますが、規模によっては管理が厳しくなることも予想されます。地域の協力の在り方なども計画的に進められることを願っております。

以上です。

次に、住民交流施設、子育て支援センターの建設について伺います。

大山公民館の役割を担う施設として、人口集中地域のコミュニティ拠点として、併せて子育て支援センター機能を備えた施設整備と伺っております。大山地区、特に子

育て世代の集中した地域であり、できるだけ早期の完成を願うものでありますが、できるなら文化施設、これ、いろんな意味に捉えられますが、それらも兼ね備えた整備を願うところでありますが、収容人員なども含めた整備概要をお示しできないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度、お答えを申し上げます。

まだ、これから一度、さくらのところに土地を求めまして、あそこに子育て支援センターを造ろうということで進めてきたんですが、そして村民の意見をお聞きして、いろいろと平面図をつくったりなんかをしたんですが、やはり大山公民館の老朽化がありますので大山公民館も建て替えなきゃいけないとなると、やはり経費の問題、ランニングコストの問題考えると、複合施設が妥当であろうという結論になりまして、子育て支援センターも大山公民館の改築、場所は変わりますが、大山地区に改築をするということで併合施設で考えるということになりまして、改めて仕切り直しになりますので、これから関係者の検討会を開いて、どういう内容にするかということ今年1年かけて検討していきたい。そしてその後、状況によって一年一年前に進んでいきたいと。

ただ、毎回申し上げておりますが、補助金を探すということがありますので、有利な補助をやはり見つける努力をしながら、これを進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 大変地域の方は期待している施設だと思っております。地域の住民の期待に沿えるような施設の整備を願っております。

今回の一般質問は、この夏の村長選を控えた村長の今期最後の定例議会ということもありまして、今後の村づくりの基本となる振興計画の内容から特筆すべき主な点を伺いました。豊かな自然と恵まれた立地、子育て支援の充実などで人口が増加している大玉と、健康長寿や農業振興、また情報発信に力を入れ、各種施策のさらなる充実を、また村長の新たな4年間にご期待を申し上げ、6月議会の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時40分といたします。

（午前11時25分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前11時40分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 10番須藤軍蔵君より通告がありました「古戦場に案内板の設置を求める」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 10番須藤軍蔵でございます。

議長の許可の下に、2件について質問をいたします。

いろいろと前語りあったわけなんですけれども、時間もちょうどございますので、1件についてまず午前中に質問をしたい。要は質問して答えてもらって実践に移してもらえるか、手がかりはあつか、ねえがということが質問で大きなものでありますので、そういうものだというふうに理解してご答弁をお願いしたいと思います。

単刀直入、前回、平成29年9月の議会でもこれと同じ質問をしました。そのとき様々なお答えをいただいて大きく前進しました。10月には現地も見たり、みんなして教育長をはじめ二十数人で現地を見たり、あるいは権現目の三十一人墓に対して、いろいろ墓だということで問題はあると言いながらも、史跡としての取扱いにしていたということ、大きな成果を得たところであります。

このほど、二本松で戊辰戦争というような話があって、旧二本松藩があったところは欲しい人、譲るからということがありまして、市役所に行って、初めて文化課などに行って買ってまいりました。そこに大玉村の三十一人墓のことも紹介されて、きっちりと大玉の史跡として位置づけされていました。そういう意味で、大きく様々な点でご尽力をいただいた方に感謝を申し上げるとともに、引き続き古戦場の手志子森そのものの場所の案内と、それから山入の戦いの概要というものの説明は、やっぱりそういう場が必要ではないかという、そこは、どこにどのように建てるかは、それは設置するほうの段取りありますので、まずそのことについて、もちろんこうしたものが建てられたから人がどっと来てよいようなものではありませんけれども、今日の今まさに青天を衝けでも、その前夜の状況がやられているわけではありますが、そういう歴史の一コマとして位置づけるということも大事であろうということで、地主の方もその周辺の方も、草刈り等を自分たちでやるならば貸すよというふうに心強く、今回も改めて確認をしているところでございますので、このようなことについてどのようにお考えになっているか、ぜひ設置していただきたいということで質問するところであります。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

戊辰戦争山入手志子森の古戦場は、大玉における幕末の大切な大玉遺産であるというふうに考えております。手志子森古戦場には、母成峠古戦場のように堡壘などの遺構の存在は現在確認できておらず、明確な範囲を確認することが困難であります。また古戦場は広い範囲でありますことが予想され、恒常的に草刈り等の整備をすることは困難でありますことから、案内板の設置にはさらに検討を重ねる必要があるというふうに考えております。

そこで、戊辰戦争の古戦場に関する情報提供のために、案内板の設置に代えまして、村指定史跡であります戦死三十一人墓のそばにリーフレット置場を設置し、村内の戊辰戦争に関する一連の情報提供を行ってまいりたいと考えております。また村ホームページの指定文化財三十一人墓に山入手志子森の古戦場に関する情報を追加し

ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） いろいろ事情については今説明があったわけでありますけれども、言葉足らずの質問もありましたが、場所というのは、どこの範囲だからそこを草刈れという意味じゃなくて、看板を立てる場所についての周りについては、という意味でございまして、そこを全部やったら、これ大変、私もあちこち傾城壇からあれから見てきたのね。そこを全部やるとなったら、これ大変な作業でありますから、そこをやっぺなどということは考えてはいないんですけれども、ここにあるんだよと、こういうことなんですよということをやっぱり知らしめる、その中心的なものが必要であろうということで、今、部長のほうからもる話があったのを、一定のそれはそれとしての前進でやりますから、そのようにはお願いしたいと思いますけれども、引き続きそういうことだということで、検討を一步前に、それもやりながら進めていただきたいというふうに改めて思います。

なお、これとの関わりで玉井の玉泉寺、あるいは玉井の江田、それから大山の草津川等々にもそうした関連の墓所があるわけでありますね。これを今お話ししたことと一緒にどうのこうのということはちょっと無理があるので、それはそれとしての何か案内なり、あるいは説明する手がかりをつくる、そういう一つの対応策を別途検討すべきではないかというふうに思いますのですけれども、これについてはどのように考えられているかお尋ねをします。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 10番議員さんに、再度お答え申し上げます。

10番議員さんのご指摘のとおり、村内には戦死三十一人墓のほかに、玉井の玉泉寺、玉井字江田地内、大山字草津川地内に戊辰戦争に関する墓所があります。いずれも戦死者を手厚く弔ったあかしとなる貴重な大玉遺産であるというふうに考えてございます。

村における戊辰戦争の記録につきましては、「大玉村史」や「図説大玉の歴史」、戊辰150年記念事業として平成29年に発行しましたリーフレット「ふるさとの慶応4年」にて紹介をし、その中で戊辰戦争に関する墓所について触れております。今後、村文化財保護審議委員や村文化財調査委員等の協力を得ながら、さらに広く資料を集めて大玉村における戊辰戦争について調査をし、仮称になります。仮称「大玉村の戊辰戦争」として記録に残し、多くの方々に知っていただくよう計画していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時48分）



○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 引き続き、10 番須藤軍蔵君の質問を許します。10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 次に、大玉村有害鳥獣の被害対策事業実施の手順の明確化についてお尋ねをいたします。

まず、平成 27 年 4 月 1 日より、有害狩猟鳥獣捕獲隊から被害対策実施隊に移行したわけではありますが、その後の今日までの活動の概要などについて、まず最初にお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 10 番議員さんにお答えをいたします。

10 番議員さんお尋ねのように、平成 26 年度までは有害狩猟鳥獣捕獲隊として有害鳥獣の駆除を行っておりましたが、平成 27 年度から県から補助を受けて駆除を行うために、鳥獣被害対策実施隊ということで設置条例を施行いたしまして有害鳥獣の駆除を行ってまいりました。

活動につきましては、隊長、副隊長それぞれ 1 名を配置いたしまして、住民からの駆除依頼によって、村から隊長へ連絡、その後、隊長と副隊長が協議をして、その都度、実施体制を組み、わなの設置、駆除等を行いまして、その実績について報告を受けてございました。

年度ごとの実施隊の隊員数につきましては、27 年、28 年が 12 人、29 年、平成 30 年につきましては 13 人、令和元年、令和 2 年につきましては 12 人の実施隊員の数でございます。イノシシの駆除数につきましては、昨年度、令和 2 年度におきましては、狩猟期間も含めまして 99 頭の捕獲、駆除を行ったところでございます。

隊員数が大幅に増加いたしました今年度以降の体制につきましては、4 月に実施隊の会議を行いまして、玉井地区、大山地区の区分けをなくしまして、隊長 1 名、副隊長 2 名を配置しまして 5 班体制で活動することとし、現在実施に移しているところでございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 今までの活動状況についてはお伺いしたところでありますが、通告書の（2）の部分であります。これ、私自身もこの 4 月 1 日より鳥獣被害対策の実施隊員となりました。この 11 日にも、仲間とともに 3 頭目のイノシシを捕獲しました。まだ短期間ではありますが、これら等に携わってきた、そうした中での活動の迅速化、事業の安全でより実効を高めるための観点から、幾つかの苦言として提言を申し上げ、改善を求めるところであります。

まず、対策の実施隊の活動の流れ、それから業務の概要、これらについて様々幾つかの文書も実は来てはいますけれども、実際はそれを見てどうだということがいまい

分からない。1つは、大玉村鳥獣被害対策実施隊の業務の概要についてとか、あるいはその活動の調査の進め方などというのがあるんですけども、実際には、それが活動においてはちぐはぐな形になっているんですね。したがって、迅速に、より明確に分かるという点では非常に問題があると思うんですね。

個体数を減らすことが大事だと。村がわなを200基購入して、これらを隊員に渡し、進める、こういうことを村長は言われましたが、確かに一度は幾つかのわなを持ってきましたが、途中で今度はそれを1回収して、必要に応じて配るからなんて言ってみたり、あるいは、まだ1個も渡されていない隊員もありますし、そしてまた、そうしたところに従事者証というふうに、4月1日付で押山利一という名前で、これ判こ押されたやつでもらっていないながら、また実施すんの早いんだというようなことがあったりして、話がちぐはぐなんですね。

住民から通報があっただろうのこの流れになっているんだと言うんだけど、一体誰がどのように村に言って、そしてそれを実施に移すんだかというその流れが、書かれているようなことには実態としてはなっていないんですね。非常にその途中で話が脚色しているんだか変わってきて、例えば仕掛けたところに略図を書くんだと言うから書かないのかいと言うと、いや、そんなことすることない、分かっているから、こういうようなお話も先輩方から言われたり、まだ、これ捕っていいか悪いか決まっていけないのに、何だべなと言われてみたり、やったのが悪いような話に今なったりしているんですね。そういうちぐはぐなのは問題だと思うんですね。

やっぱり村民もやる人も明確に、しかじかこういう手順でやってということが大事なので、そこら辺の手順、あえてその手順という言葉にしたのは、横文字で何とかかんとかでなくて、きっちりここはやっておかないと、安全性の問題もあるので、そこら辺、次の質問とも関わってくるんですけども、そういう流れですか、きちっと有害というか被害の対策の実施に当たっての流れというものを、やっぱり手順を明確にしていくということについて、まず最初にそのことについてお尋ねをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、令和2年度まで12人であった実施隊員の隊員数、10番議員さんにも参画をいただきまして、今年度23名という体制でスタートしたところでございます。長く固定したメンバーでの実施隊でありましたので、新たに隊員となられた方との間に認識のずれというふうなものがあつたのではないのかというふうに、担当といたしましても考えておるところでございます。

もとより、実施隊の中では、安全性を担保するために独自の実施隊の中での考え方というふうなものもございましたが、この人数が多くなり新たな体制でというふうな実施隊でありますので、10番議員ご指摘のように、再度連絡体制、報告体制あるいはどういった形での実施をするのかというふうな作業手順について明確に作成をし、

当然実施隊の皆さんとも協議しながら、どういうふうな形が一番いいのかというふうな部分も含めて、この手順を作成し皆さんにお示ししながら、共有し進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そのようにしていただきたいと思います。

質問の（3）と（4）にも、ぐだぐだ書きましたが、要は同じような中身であります。ここでは大日本猟友会とか、この日本で大日本と言うんだから、そういう別に猟友会のことについて話聞く気はありません。あと、猟期ですから、11月15日から何月まで、それも法律によって従って安全に進めていくことというので問題はないんですが、要は、その間は県とのいろんな実施に向けてのやり取りとか許可とか、そういうものの手続上の問題であって、あとは全て村が主体で、これ物事を進めていっていいんだと思うんですよね、この実施隊については。

したがって、村の強力なといいますか、しっかりした指導力というんですかね、そうした行政の責任というものも、より明確に示していくことができると思うんですね。そういう意味でイニシアチブがやっぱり取られるべきであろうと思うし、先ほど午前中のお話もありましたが、振興計画の一部の中には、この主要な事業としての農業あるいは産業の面での有害鳥獣の被害対策防止ということについては、改めて1項目設けて設定しているわけでありますから、それにそうしたことに準ずる取組というものが求められるというふうに思います。

特に、先ほどお答えの中で班編成もして進んでいるということでしたが、また2か月半ぐらいなんですけれども、実はもう既にその班というのが実態に即さないということで、もう変えようということで、実態は変わっているんですね。そこら辺もちょっとどうなのか。よく実態に即して変わったのでいいのかなとは思いますが、一回も機能しないうちに変わるということでありますから、数ある趣味の組織も含めて様々な組織があるんですけれども、この組織ほどかなりいいところかげんはないなというふうにつくづく思って、わなというものだから危険を伴うので、やっぱりそれはきっちりとすべきだというふうに常に思っているわけでありまして、特に村のそういう意味での責任というものをを感じるわけであります。

特に、ここに1区からずっと行政区書いてみましたが、まだまだ漏れて、例えば11区なんかもあるそうでありまして、つまり言ってみれば、ほとんどの地域でこの対策をしなくちゃならないと思うんですね。したがって、村でも地域ぐるみでの取組というものにしていかなければならないので、それはやっぱり地域の人でないと、どのけだものがどっちのほうから出てきて、どういうふうに行っているかというようなことの経路は、やっぱり地元の人でないと分からないですね。途中からそっちのほうから派遣されてきて応援部隊で入ったような人が分かるわけがないんでね、スイスの農家がそういう意味でへばりついているというのも、全くその地域を分かっている人にやらせるというのと同じで、少なくとも各地域に3人、5人はそういう人を育成

していかなくちゃならないと思うんですね、その携わられる人を。今まで一生懸命村が取り組んで、先ほど話あったように、13人から二十何人ということですから大いにやってきたと思うんですけれども、もっと一段上げて、そういった必要な数字というのはおのずから、例えば3行政区に3掛ければ出てくるので、そういうものができるように特段の取組をすべきであろうということに思いますので、スムーズに進められるようなことで、村長のその件についての決意のほどを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

大変資格を取っていただいて、既にもう3頭捕ったということで、ご苦労さまです。先ほど部長言いましたように、長年、少人数で自分たちで玉井と大山に分かれてやってきたという慣行がありまして、なかなかその慣行と新しく取った方の思いがちょっとなかなかうまくいっていないのかなというふうに、今感じておりますわけですが、危険を伴うことですので、これはしっかりと共通認識でやってもらわないと怖いというふうに感じます。

それから、各行政区に3人、4人ずつ、わなの資格を取る経費については全額村で助成をするということで、数度にわたって村内にお知らせをしているわけですが、住民の方に応えていただいていると。その方もほとんどがやっぱり山間部、後ろに山を抱えている被害を受けている地域の方々でしたので、この下のほうの皆さんにはまだそういう危機意識が薄いということもありまして、取っていただけないと。これからも取っていただけるように努力をしていきたいなと感じておりますわけですが、ただ、1点問題がありますのは、わな掛けても仕留めるのにはライフル銃を持っている方じゃないと仕留められないと。わなに掛かったものをどうして処理するのかということとは非常に危険なんですね。ですから、ライフル銃で仕留めると。しかも近づかないで遠くから、50メートル、60メートル離れたところから仕留めるとなると、散弾銃でも駄目だと。1発弾、スラッグ弾という弾があるんですけれども、1発弾でも離れると効果がないと。でもライフルを持っている方の人数が数人しかおりませんので、今の段階だと増やしてもなかなか仕留めるのが難しいということになりますので、取りあえず今年増えた人数で1年間、今言ったようにきちっと共通認識を持ちながら安全対策をしながら進めていっていただいて、できれば猟銃の許可を取っていただいて、猟銃の資格も村で出していますし、猟銃買う場合も一部補助を出しておりますので、それが増えないと難しいと。

狩猟に関しては、勢子でも何でも狩猟資格がないと勢子もできないというものがあります。勢子、資格がなくてやった場合には何の補償もないということとか、やってはいけないことになっているんですね。狩猟に関われないというので、まずは狩猟免許を取っていただくということになりますので、そちらはぜひ進めていきたい。ですから、ぜひ猟銃の資格を取るほうを進めていただきたい。ぜひ議員の皆さんも取っていただければ大変ありがたい。どんどんいなくなってしまうと仕留めることができなくなってしまうという現実もありますので、そういう状況ですので、先ほど言っ

たように今の体制をしっかりと組んで、取りあえず進んでいくと。

それと併せて、実証事業も今年も行われますので、併せて進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。先ほど部長からの答弁いただいたかと思うんですけども、ちょっとくどいようですけども、改めてこの実施隊の実際の活動についての手順、例えば区長なり、あるいは住民から、村民からと、ここには村民というふうにはなっているんですけども、どこから村に対して駆除じゃなくて対策をしてほしいというようなことが言われて、それを受けて、これ区長でなきゃならないのか、あるいは被害が出てからであって、ただうろついていては駄目なんだみたいなこともあったので、そこら辺の関係、大体出てくればいたずらするんですけども、カボチャ畑、カボチャ今植えたところ、何もなっているわけでもないけれども、がちゃめちゃだとか、それは既に出ちゃっていることなので、そこら辺の判断、関係あるいは通報、そして役場から、その手順については改めてお話をいただいて、それをやっばり皆さんに共有できるようにしていただきたいと思います。改めてお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

実施隊設置条例の実施隊の職務でありますけれども、法によるもののほか、村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で、住民の生命、身体または財産に係る被害を防止するため緊急に行うというふうな職務が、実施隊の職務でございます。したがって、例えば畑が荒らされた等々についても、当然これは被害ということになるかと思いますので、これらについて発生した場合には、区長さんというふうな縛りはございません。被害を受けた方、産業課の農政係、担当のほうにご連絡をいただければ、速やかに実施に移す体制で隊長に連絡をし、当該班編成というふうなものをもう一度構築しながら、それらについて実施に移していくという手順について改めて確認をし、全体で共有をし、実施に移していきたいというふうに考えてございます。

したがって、先ほど申し上げました、安全を第一の活動は当然でございますけれども、迅速に被害の防止、これらを図れるような体制づくり、これを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○10番（須藤軍蔵） 丁寧な説明ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

8番武田悦子君より通告がありました「ジェンダー平等等を進めるために必要なことについて」ほか2件の質問を許します。8番。

○ 8 番（武田悦子） 8 番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました一般質問を行います。

最初の質問は、ジェンダー平等を進めるために必要なことについてです。

ジェンダーという言葉は、ここ数年、一気に知られるようになってきました。ジェンダーとは、生物学的な性別に対して社会的、文化的につくられる性別のことを指しています。例えば男の子だから黒いランドセル、女の子は赤いランドセル、女の子なのに茶色のランドセルを背負うなんておかしいというふうに思ったことはないでしょうか。今ではランドセルの色もカラフルになり、男の子も女の子も好きな色を選ぶことができますが、私たちは長い間、男の子だから男はこうあるべき、女の子だからなどという価値観にとらわれてきたように思います。

昨年、女性が多い会議は長くなると発言した方がいらっしゃいましたが、そういう価値観が男女の間に偏見や差別、不平等をつくってきたのではないかと思います。男女の違いにより生まれる格差、ジェンダーギャップを表す指数として知られるジェンダーギャップ指数ですが、日本は世界 153 か国中 120 位となっています。日本は教育や健康の分野では男女格差がほとんど見られないものの、政治や経済の分野において女性の参画率が低いことが、この順位に表れています。男性のほうが女性より所得が多い、政治家や研究者に女性が少ないなど、女性が社会で活躍する機会が少ないことが、ここにも表れております。男女共同参画など、この間いろいろな取組が進められ、男女格差が少しずつ縮まってきたようではありますが、より積極的に格差解消を進めていくことが求められるのではないのでしょうか。

福島県は、次期総合計画でジェンダー平等の実現を目指し、地域や企業が一体となり、多様な子育てを支援する体制が構築されている。あらゆる分野で女性の意思決定過程への参画が進み、女性活躍の場が広がっていると、将来像を描いています。大玉村の総合振興計画ではジェンダー平等についてどのような目標を掲げているのか、目標を実現するために具体的な施策をどのように描いていらっしゃるのか、伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

ご質問のジェンダー平等を実現しよう関係でございますけれども、SDGs の目標の 5 番に「ジェンダー平等を実現しよう」という文言がございます。これには 9 つのターゲットがございます。

その中でも、ターゲットの 5 の 5 におきましては、政治や経済や社会の中で何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したりリーダーになったりできるようにするというふうな 1 項目ございます。このターゲットに対しまして、振興計画案の中では、基本施策の絆づくりの推進の主要施策、人権尊重、共生の村づくりにおきまして、具体的に男女共同参画に関する啓発、教育を推進するとともに、女性の意見を積極的に村づくりに反映させていきますというふうに記載をしております。また、同じ基本施策の主要事業では、人権平和推進事業における L G B T、性的少数者に対する理解の促進を図るというふうにしております。また男女共同参画推進事業におきまして

は、村条例に基づく積極的改善措置の実施の検討を行うと。これは各種審議会、委員会での女性の選任に関する制度等を設けるというふうにしております。

また、ターゲットの5の6におきましては、国際的な会議で決まったことに従って、世界中、誰もが同じように性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにするというふうにございます。このターゲットに対しましては、振興計画案の中では、基本施策の子ども・子育て支援の充実の各施策におきまして、不妊治療に対する支援、妊娠期から産後のケアまで切れ目ない支援を行うこととしております。また保育所・保育事業における延長保育や幼稚園預かり保育事業、放課後児童クラブ事業などの実施によりまして、出産後も引き続き働き続けることのできる環境づくりに努めるというふうにしております。以上が振興計画におきます具体的な目標実施案でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。様々な施策に取り組まれていくという決意の表れというふうに受け取っております。先ほど総務部長からもありましたように、各種審議会の委員に女性、現実的にはなかなか進んでいかない実態があるのかなというふうにも思っていますが、ぜひ多くの女性の皆さんの意見が反映できるような仕組みをつくっていただきたいと思います。何といたっても男と女は同じぐらいの数がいるわけですので、やはり女性の意見もしっかりと反映できるまず仕組みをつくっていくことというのが必要かなというふうに思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大、これが女性への暴力、そして貧困の拡大などに大きな影響を及ぼしています。これまでの一般質問でも貧困の問題を取り上げてきました。現状を把握することすら難しい、このような状況にもあると思いますが、しかし依然として感染の状態は続いています。経済的に追い詰められている人がいる、これも現実ではないでしょうか。

特にこの間、女性の貧困、さらに生理の貧困が大きな問題としてクローズアップされてきました。アルバイトがなくなり、生理用品を買うこともできないという大学生の話や、食料支援の中で生理用品を配布するという取組も進んでいます。そして、この問題は、大人だけの問題ではなく子どもたちにも大きな問題となっています。生理の問題はとてもデリケートな問題ですし、なかなか口にできない子どももいると思います。そこで誰でも使える生理用品が学校のトイレに準備されていれば、そのことだけでも安心できるのではないかと思います。

学校の保健室には置いてあります。置いてあるから、そこに置いてあるものを使えばいいということも考えられるわけですが、そうではなく、トイレで使うトイレットペーパーのように誰でもがいつでも使えるような状況、これが重要なことではないかと思います。この課題については各地で取組が進んでいます。東京都では全ての都立高に生理用品配備を進めるとしています。大玉村でも、ぜひ進めるべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 8 番議員さんにお答えいたします。

コロナの問題の中で今ご指摘がありましたように、生理貧困というようなことについても大きな問題だというふうに捉えております。今お話がありましたように、学校で子どもたちが安心して、それから、いろんな心配を解消しながら生活をさせていく、学校生活を送っていくというようなことは大変大事なことだと思っています。

それで大玉、小学校も中学校も保健室に今までも生理用品、あるいはまた着替え用の服等々を用意しておりました。子どもたちが相談に来たときに、それに基づいて適切に対応しておったんですけれども、それをご提案がありましたようにトイレに置くことによって、より解消するのかなれば、必ずしもそうでない部分があると思います。つまりフェイス・トゥ・フェイスで子どもたちと対面して、それを生理用品、生理の問題、そういったことについて先生に相談しながら問題をその解決していくというふうなほうが、教育的には意味があるのかなというふうに思っていますので、今までやってきたような形でこれからも保健室等に気軽に子どもたちが行って相談して、あるいは必要なときは備えてあるものを使っていくという、そんなことをしながら、この問題に対峙していきたいなと、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） やはり教育長は男性ですので、女性のこういうデリケートな部分については、いかに教育長といえども、なかなか理解が進まないのかなというふうにも思います。先生方と顔を合わせて問題をしっかりと聞いていただいてというのはもちろん理想ですが、いざ今というときに保健室に行くというよりは、まずトイレに行くという、その気持ちを理解していただきたい。女性にとっては、やっぱりすごくデリケートな問題で、なかなか言葉に表せない子どもたち、たくさんいます。なので、普通に通常と同じくトイレではトイレトペーパーを使うわけですから、ぜひともそういう意味でもトイレに生理用品を置いて、まず第一義的にそれを使っていただく、その上できちんと相談できる体制をつくっていくということが重要なのではないかなというふうに思うんですが、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） あらためてお答えします。

女性でないからと言われますとお答えができないんですけれども、今までもそういうことでやってきましたし、それがよかったという部分がありますので、今ご指摘とご意見いただいたことについて、女性の先生、特に養護教諭等々と相談してみて、しかるべき措置が必要かどうかについて検討していきたいと思っています。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。いろんな方の意見を聞いていただいて、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に、子どもたちの制服について伺います。

ジェンダーの問題は、男性と女性の生物学的性別と社会的につくられる性別の問題ではありますが、体の性と心の性が違うLGBTQという課題も大きなものがあります。人はそれぞれに違いますし、いろんな思いを持っています。誰もが自分らしく生きられる社会、様々な人が分かり合える、支え合える社会をつくることが大切ではないかと思います。そのためにも自分の性を自分で認めること、これは大変重要なことです。

私服なら自分の好きな服を着ることができますが、学校の制服ではそういうわけにはいきません。どうしても男の人はズボン、女性はスカート、こういうことで決まっているわけですが、最近では、男の子でも女の子でも自分の着たい制服を選ぶことができるという学校も増えていると聞いています。大玉村ではこの課題についてどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 8番議員さんにお答えします。

ジェンダーレス制服というのが、今、何か広まりつつあるというようなお話をいろいろニュース等で見ます。今8番議員さんからご指摘があったような、そういう動きがあるなと思っています。まさにご質問のあったジェンダーの平等というようなことと深く関わってくるのかなと、制服の問題も思っております。

基本は、やはり今ご指摘ありましたように、性同一性障害とか、あるいはまた性的マイノリティーとか、そういったことに関わって、どの子たちにもその多様性を認めるとか、あるいはまた選択肢を広げるとか、そういった流れの一環だろうというふうに思っております。

ただ、制服の在り方でありますので、がんじがらめに制服をとというようなことはないんですけども、子どもたちのそういった一人一人の思いとか、あるいはまた学校としての考え方とか、その保護者の考え方とか、そういったことを大事にしながら、この制服の問題についてもジェンダーの視点を取り入れながら考えていく、そんなことが必要になってくるのかなというふうに受け止めております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） とてもプライバシーに関わることなので、なかなか、表面立って言える人はいいますが、自分を解放するまでに、とても苦しい思いをしているというお話も聞きますので、最近年齢の低い頃から、そういう自分の性についていろいろ深く考える子どもも増えてきているという話もありますので、そのあたりも含めていろんな方と話し合いをしながら、いろんな課題を検討していただきたいなというふうに思っております。

それで、制服についてですけども、このジェンダーの問題とは別に、女子生徒でもスラックスをはくということは今は認められているんですよね、確認なんです。冬場の寒い間、スカートではという話を聞いているんですが、そのあたりも確認をしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） お答えいたします。

子どもたちの実態というんですかね、いろんな病気とかけがとがありますし、そういったことを認めつつ柔軟に対応していると言ったらいいんですかね、そういった形で大玉の学校でもそんなふうに制服のある学校については取り組んでいただいております。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 次の質問に入ります。

コロナ禍で必要な支援についてです。

新型コロナウイルスの感染が少しずつ落ち着いてきたような感染者の数字になっていますが、変異株での感染や感染経路不明の感染が増えるなど、まだまだ収束が見通せない状況ではないかと思えます。コロナワクチン接種が始まり、予約では役場職員の支援があり村民は大いに助かっています。ワクチン接種が全てを解決するわけではありませんが、接種して一安心という気持ちもよく分かります。これからもワクチン接種は続くわけですが、ワクチン接種の現在の状況、これはどのようなになっているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8 番議員さんにお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、二本松市、本宮市と共同で安達医師会の協力を受けて現在進めております。なお、現在は国の基準に基づきまして65歳以上の高齢者の接種を進めており、村内の65歳以上の高齢者、約2,400名と、過日予約開始となりました64歳未満の基礎疾患のある方のうち、優先接種をするため、基礎疾患等確認票の提出があった方、約100名含め2,500名ほどの方に対して接種券を発送し、予約を受付しております。

今後、64歳以下の一般の方への接種を、65歳以上の高齢者接種と同様に、接種枠の増を図るなどの対応を行いながら、村民の皆様の対象者全員のスムーズなワクチン接種に向けて事業を進める予定でございます。

なお、予約方法につきましては、電話と、それからインターネット、ウェブ、あとSNSのLINE、3種類の方法により現在実施しております。高齢者についてはウェブとかLINEといったもののツールを利用することができる方が少なく、また電話のコールセンターも回線数の問題でつながりづらいという状況であったため、議員ご指摘のとおり、保健センターにおける日常的な予約を進めてまいりました。また6月7日には大規模に保健センター、それから東部、西部、北部の各ふれあいセンター合わせて4か所において、担当職員以外の職員も動員しまして、大規模な代行役の支援を行ってまいりました。

現状につきましては以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。接種券の発送、2,500人にもう済んで

いるということですが、今現在どのぐらいの人数の方が接種を受けたかという数字は持っていないんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 現在、数字としては接種をしたというところの結果については、まだいわゆるVRSと言われている接種の確認するツールの集計が終わってございません。これにつきましては月ごとにまとめて、それぞれの接種会場、病院等からの提出用紙、予診表の提出があった際、もしくは病院が独自にその業務の中の処理として読み取りをした後に数字がまとまるということでございます。

ただ、先ほど村長の別な議員さん方への答弁の中でありましたが、予約という形ではかなり進んでおりまして、全体的な数字でございますが、6月10日現在、コールセンターの数字ということで、全ての医療機関がコールセンターを通じているわけではございませんので、その上での数字とご承知おきいただきたいのですが、68%が予約をされている。うち大玉村は74%というような数字は、現在持っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 思った以上に予約が進んでいるのかなという実感がありますが、今後、集団接種始まるわけですが、集団接種の予定というのはどのようになっているのか。

さらに、この64歳以下に枠が広がっていくわけですが、先ほど午前中の村長の答弁でも集団接種の回数を増やしたいというお話がありましたが、それはまだ決定はしていないということでしょうか、どのぐらいの枠に増やしていきたいと考えているのか。

そしてまた、64歳未満をどこまで引き下げるのか、年齢を。国では当初16歳以上というお話だったと思っておりますが、12歳からということも出てきているように思っておりますが、そのあたりはどうなんでしょうか、伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

村長の答弁とも若干かぶりますが、村の集団接種、6月27日から、現在のところ3週間に1遍の回数ということですが、村長の話にもありましたように、現在、安達医師会と調整を含めて、毎週接種の機会を設けていただきたいということで調整中ではございます。何とかかなりそうな現在の状況でありますので、これは早く決まれば早急にお示しすると同時に、コールセンター等の枠の開放もしていくというようなことでございますので、ご了解いただきたいと思います。

また、64歳以下については、予約についてはやはり高齢者と同様に枠を区切って、年齢的に段階的に予約の可能日を設定していく。ただ、発送については現在ほかの地域で職域とか国の大規模接種も進んでおりますから、まだ発送はしてございませんが、今の考えとしては64歳未満の方、一斉の接種券の送付というような考えでありますが、なお安達管内である程度の歩調を合わせるということは重要かと思っておりますので、

その辺は協議をしながら進めてまいりたいと思います。

なお、12歳以上ということで、国のほうでの決定のようでございますが、村としては、今後これも安達管内と協議を進めながら、別枠で協議を進めていくということでのご理解を賜りたいと思います。

なお、二本松、本宮につきましては、当初、集団接種についてはそれぞれの市民交流センターで毎週実施ということでございましたが、それぞれ平日の枠も増やすということで、本宮市も3日間、週の5日のうちの3日程度、二本松市においてはやはり同様に3日程度で、土曜日の午後から夜間について現時点で設定をしてございますので、枠についてはかなり広がったという認識でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 集団接種の枠が増えるということでございますが、集団接種の枠が増えるということは、やはり当日のキャンセルもかなり出るのではないかなというふうに想定されるんですが、このキャンセルを埋めるためにどのようなことを想定しているのか、伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

キャンセル枠でございますが、当然、大規模な人数になりますと当日の不都合等、それから体調、紙面等ですと、なぜ2回設定しなければいけないのかなどという、コールセンターでのいわゆるクレーム的なものも実際あるようでございます。集団接種のキャンセル空きにつきましては、年齢にかかわらず、ある程度の優先順位をつけて考えてございます。現時点では保健センターの職員、それから集団接種に従事する係員、あとは小さな子どもたちと、それから学校関係のそういったスタッフの方々というようなところでの順位をつけて、当然希望でありますので本人の同意を得てキャンセルのリストを今現在作成中でございます。そういった際に日曜日の集団接種でキャンセル枠が出た場合には、その方たちに随時連絡をしてワクチンが無駄にならないようなやり方を、現在構築中であります。

以上です。

すみません、1つ漏れてございました。今の優先順位に関しては安達管内、完全な統一ではございません。ある程度の考え方は一緒かとは思いますが、細かい部分では異なりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） ありがとうございます。これまでの予約、大変苦勞されて皆さん予約を取ってこられたわけで、役場の職員の予約の支援というのは大変ありがたいわけですが、この支援というのはこれからも続ける予定なのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

65歳以上の方の枠を空けた際に、一斉にお知らせいたしました。今後、64歳未

満の方々に発送する際に、取りあえず同様な形で一度設定をさせていただいて、各ふれあいセンターに職員等を配置して受付の手伝いをさせていただく機会を設けたいと思っております。

ただ、そのときの状況によって、ある程度の感触を見たいなと、方向性を見たいなと思っております。といいますのは、それからまた年齢が低くなりますと、ご自分でウェブ、LINE等による予約が可能となる方が多くなると思われますので、初回のみ、今のところは予約開始日決まりましたら、その日に合わせた支援をしたいなと思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） このワクチン接種ですが、もちろん希望者のみの接種ということになるわけですが、接種そのものを知らないという方がいらっしゃるのかどうかということですね。高齢者のみで独りで暮らしていらっしゃる方、2人で暮らしていらっしゃる方、障がいを抱える方、このような皆さんにきちんとした情報が伝わっているのかどうか。

七十数%予約が済んでいるということであれば、人数的にはそう多くないのかなというふうにも思いますが、この皆さんについて64歳以下の接種が進んでいけば、ますます高齢者の皆さん、接種が後回しになってくるということも考えられますので、そのあたり、接種の希望の確認等々も併せて行っているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8 番議員さんにお答えいたします。

接種の意向調査でございますが、予約をしていない独り暮らしの高齢者の方に対して、健康福祉課の職員によって電話での確認を実施してございます。これにつきまして、今後も様々な場面でそういったリサーチといいますか、調査は必要なのかなと思っておりますし、また極端な話、行きたくても病院に身体的な理由で行けないといった場合の訪問接種的なものも、今後、検討課題なのかなと思っております。これらにつきましては、今後も老老世帯とかそういった範囲まで接種の状況を見ながら、ただ議員ご指摘のように若い世代までいくと埋まってしまうのではないかなというように懸念もございますが、現在接種枠が増えております。ワクチンがきちんと届きさえすれば、かなりの人数の方、早い期間に接種完了できるのかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ぜひ、知らなかったという方がいないようお願いをしたいというふうに思います。

次に、この間、感染対策として様々なことに取り組んでこられました。ワクチン接種が進んでも感染対策は行わなければならないという専門家の意見もあります。そし

て必要なことだというふうに思っています。その第一は、やはりマスクということになると思いますが、熱中症のリスク、これも大きいと思われます。

ここ数年、夏の暑さは異常であります。マスクをつけていると、マスクで覆われた口だけでなく皮膚からの熱放散も少なくなる、このような研究結果もあります。高齢者はもちろんですが、体温調節機能が十分発達していない子どもにとっては、マスクをつけての活動は命に関わるときもあるのではないかというふうに思います。大阪ではマスクをつけたまま持久走に参加した小学生が亡くなったという報道がありました。文科省のマニュアルでは、体育の授業はマスクをつけなくてもいいということが示されているようですが、現実はどうでしょうか。

先日、小学校のそばを通ったときに、校庭でマスクをつけて授業が行われているように見えました。また幼稚園生が畑に行くのにマスクをつけていく様子も見られました。具合の悪くなる子が出ないのかと心配になるようです。マスク着用についてどのように指導されているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 8 番議員さんにお答えいたします。

文部科学省からの最新の通知、学校の新しい生活様式によりますと、マスクの着用について、学校教育活動においては身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきと考えられるというふうに示されており、密接の場面ではマスクを着用することにより感染リスクを低減することができるとされております。一方、同通知において、学校教育活動の対応や児童生徒等の様子などを踏まえて臨機応変に対応することも示されております。

具体的には、十分な身体的距離が確保できる場合はマスクの着用は必要ないこと、気温、湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるためマスクを外すこと、体育の授業においてはマスクの着用は必要ないこと、ただし十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用することとなっております。

本村におきましては、さきに述べた文部科学省からの通知に基づき、感染症予防と熱中症予防の両面から、マスクの着用の必要性について、発達段階や活動場面に応じて教師が判断し適切に対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） 先生方が臨機応変に判断をしてマスク着用について行っているということではありますが、子どもたち、やはりみんながマスクをすれば自分も頑張ってマスクをするというような場面も見られます。特に低学年の子どもたち、幼稚園の子どもたちにとっては、マスク、みんながしているから頑張って僕もマスクをするんだという子どもの声も聞かれます。このあたりも、本当に現場の状況に応じて、めり張りをつけた対応をしていただきたいなというふうに思っています。具合が悪い子どもたちが出ては大変ですし、マスクをしていることによって、より子どもたちの表情を読

み取りにくい場合もあります。その辺も気をつけて対応していただけたらなというふうに思っています。ぜひよろしく願いをしたいと思います。

そして、このマスクについてですが、昨年はこのマスクの供給が間に合わなくて大変ご苦労された方も多いと思います。その中で村で夏用のマスクを子どもたちに配って大変喜ばれたのかなというふうにも持っています。マスクの性能というのかなり上がってきているようですし、開発もそれぞれに進んできていると思います。ぜひいいマスク、今年も子どもたちに配ってあげられたらなというふうに思うんですが、そのあたりのお考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

昨年は夏用マスク、冷感マスクを子どもたちに配布をさせていただきました。3 種類か 4 種類ぐらいマスクを配布しました。今年に入ってからマスクの供給がもう十分に行われているということで、それぞれ子どもたちの親御さんにお任せをしてやってもらっているわけですが、報道によりますと効果のないようなマスク、不織布は効果があると言いながらも、不織布の中にも効果の疑わしいものがいっぱいあるらしいということで、国としては J I S 規格を今度マスクに適用するというふうに言っておりますので、そうなれば効果のあるものしか販売できなくなりますので安全ですが、現時点では怪しいマスクが不織布でも出回っているということです。冷感マスクというとクールマスク、夏用のマスクというのもしっぱい販売されておりますので、臨時交付金のほうの余裕を再計算をして、可能であれば大体幼稚園から小中学生まで 1, 0 0 0 人ほど子どもがおりますので、予算もかなりかかりますが、もう既に暑くなっておりますので、やるとすれば早急に早くしなきゃいけないということになりますので、必要なと思っている部分もありましたので、あの報道を見て効果のないマスクがいっぱい出回っているという報道を受けてちょっと心配にもなりましたので、そういう夏用のかけやすいマスクで、しかも効果のあるものがあれば配布の方向で検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。ぜひ子どもたちには安全性の高いものを使わせてあげたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、コロナ禍で S N S を活用した活動が広がっています。リモートワークを取り入れる会社も増えてきました。Z o o m での会議や研修なども行われています。昨年からのいろいろな会議が中止になっていく一方で、この分野の開発は急激に広がっているのではないかと思います。大勢の人が一堂に集まっての会議などは、まだまだ不安がありますが、少人数で分散してなら行えることもあると思います。

4 月 5 日付の専決で、アットホームやコテージ一带に W i - F i を設置する予算が計上されています。これはこれでいいことですが、村内の公共施設、役場や改善センターは設置されておりますが、ふれあいセンターなどにも設置されれば村民がいろいろ

ろな活動に活用できるのではないかと思います。ぜひ環境整備を進めるべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

先ほどおっしゃられたとおり、村の公共施設におけますW i - F i の環境でございますけれども、役場、保健センター、改善センター、それと学校と幼稚園関係ですか、こういった施設にはネット環境であるW i - F i の整備が進んでおります。おっしゃられるとおり、東部、西部、北部の各ふれあいセンターには今現在はございません。現在のコロナ禍におきまして、こういった一体のネット環境、ウェブ会議等を多く実施されておりますので、村でもタブレット端末とかパソコン類を増設しまして、今現在は対応をしているところでございます。

また、今後ワクチンの接種が進んだ場合、状況は変化することも期待はされますけれども、こういった環境の整備、これは最大のネックといいますか、まずふれあいセンターのほうの利用状況が、そういった会議とかの開催が今のところはそんなに多くないというところもまずはございまして、今現在は設置はしておりませんので、今後そういった今の施設をまずは最大限利用していただいて、村長から指示を受けておりますのが役場のような50人規模、こういったW i - F i ではなくて一般家庭で使用している通常の光回線を利用した家庭用のルーター、大型のものをつけての検討をしろというふうに指示は受けておりますので、今現在、そういった環境整備が可能かどうかを調査進めているところでございます。今後の対応を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） これだけS N S がもう進んできて、この分野が後戻りするということとはあり得ないと思いますので、ぜひそういう部分でも各公共施設にも設置を進めていっていただきたいというふうに思います。

最後の質問に入ります。

時代の流れとともに様々な支援制度がつくられ、個々の問題にも対応してきたと思います。それでも皆さんの抱える課題も多様化し、全てに支援の手が行き届いているとは思えません。まずは、どこにどのような課題があるかを把握することが重要だと思います。これらについて伺います。

近年、ヤングケアラーという問題が大きくなっています。ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをいうと、文科省のホームページに記載されています。子どもたちが家事を手伝うこと、家族の世話をするのは当たり前と言えは当たり前のことです。しかしこれが日常的になり、精神的に体力的に大きな負担がかかっているということは、大変な問題です。小さな頃から家のこと、家族の介護を担っているという状況が続いている子どもは、それが当たり前の生活だと思ってしまう傾向があると言われております。大変さを相談

しても、手伝っていることのみを評価され、苦しさは分かってもらえないという状況があるとも言われています。

厚労省と文科省が去年の12月から今年1月にかけて行った初めての実態調査では、中学生の5.7%、17人に1人、高校生では4.1%、24人に1人が、世話をしている家族がいると答えています。世話にかけている時間は平日1日の平均で中学生が4時間、高校生は3.8時間、1日に7時間以上世話に費やしている生徒が1割を超えているという実態があるという調査結果でした。

この調査は、全国の公立中学校の1割に当たる選考を、公立高校では1割に当たる350校を調査したものですので、全ての子どもたちを調査したわけではありませんが、これだけの子どもたちがヤングケアラーとして日々生活しているということでもあります。まず実態を知らなければ支援もできません。大玉村ではこのような実態を調査したことがあるのか、どうすれば把握できると考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

ヤングケアラーの問題、かなり深刻だなということで承知はしていますが、村のほうでは現在調査等は実施してございません。今後、調査の方向性というご質問でございしますが、なかなか通り一遍の調査では実態を把握することは難しいのかなと思ってございます。現時点では、想定し得るものとしてはそれぞれの学校の協力も必要になるのかなと思ってございますが、そういったところの調査というのは想定し得りますが、それ以外の情報を探していくというような形になりますと、やはり地域の民生委員さんとか、そういった教育委員会とも連携をして情報の収集といったところが必要なのかなと思ってございますが、調査については部署をまたいでの大規模なものになるのかなと思ってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○8番（武田悦子） 調査をしていないということではありますが、今後調査をする、調査というと大げさになりますが、そういうことについて今まで以上に知る機会を設けるというんですか、子どもたちの状況を把握するというようなことを考えていらっしゃるのかどうか、伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8番議員さんにお答えいたします。

議員のご質問の中にもあったように、子ども本人がヤングケアラーというものに該当しているのかというようなところの理解といいますか、実態をまず周知することが必要なのかなと。その上での調査という形になるのかなとは思っておりますが、いずれにしても現在につきましては調査も着手してない状況でございしますので、今後関係機関と協議をして進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8番。

○ 8 番（武田悦子） 国のやった調査ではこのような数字になっているということは、大玉村でいないということにはならないというふうに思っています。やはり部長がおっしゃったように、本人がそういう理解に立っているかどうかという部分もありますが、何らかの形で子どもたちの実態を把握していただきたいというふうに思っています。

この問題では、今の支援制度、例えば介護保険、このようなものでは、介護を受ける人への支援というのにはありますが、介護をする人への支援、これはほとんどないのが実態であります。個々の家族が抱える問題、これは様々でありますし、支援の在り方というののもかなり難しいものがあると思いますが、例えばで結構ですので想定される中で支援の在り方、こういうのがあればいいんじゃないかなというような思いがあれば、伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8 番議員さんにお答えいたします。

介護している方の支援ということでございますが、現在、介護者の集いといったものが包括支援センターのほうで行われておりますが、やはりどうしても通り一遍という表現はちょっと適当ではございませんが、なかなか突っ込んだところの話とか、そういった深い部分の実態というのが見えてこないというのは承知してございます。今後そういった形での実態を知ることになりますと、やはりどうしても行政の部分からというのは難しいのかな、やはり地域全体とか、別系統の質問にもありましたが、地域全体でといったようなことも必要なのかなと思ってございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○ 8 番（武田悦子） なかなか難しい問題ではありますが、これから必ず顕在化してくる問題かなというふうにも思っていますので、ぜひ、まず実態の把握から取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、8050 問題です。

80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える、この問題もかなり大きいものがあると思います。社会との接触を絶ち仕事もせずに自分の部屋から出ない、いわゆるひきこもりの実態が、若者だけでなく中高年にもあります。40 歳から 64 歳のひきこもりが全国に 61 万 3,000 人いると推計されています。定職につかない子どもをいつまでも親が扶養しなければならない、いつか親がいなくなった後どうするのか、また高齢になれば医療や介護にお金もかかる、経済的に破綻する、このような事例はたくさんあります。まずはこれらの実態を知ること、これも重要だと思います。村内での実態を把握されているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 8 番議員さんにお答えいたします。

全体的な調査というような、いわゆる調査業務的なものは現在行ってございません。ただし、議員ご指摘のように、もっと不幸な例で言いますと、親が亡くなったまま放置しておいて年金だけ受け取って、死後、見るも無残な姿になった状態で事件が発覚

するというようなことが、新聞でも散見されてございます。こういったケースとか、それからあと大玉村でもそういった様々な場面で相談事の中にも一端をうかがわせるような事例もございますので、今後さらにそういった実態を把握できるような構築といたしますか、それぞれの機関等と情報共有を密にしながら実態の把握に努めてまいりたいと思っております。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） この問題は金銭的な問題だけではありません。やはり、ひきこもりへの支援、これが大変重要なことだというふうに思っています。社会復帰の後押しができるような支援がどのような形でできるのか、まず実態を知らなければなりません。8050問題が9060問題に移行していく、繰り越していく、このような実態もあるように聞いております。ぜひこの問題を実態把握も含めて取り組んでいただきたいというふうに思っています。

この社会情勢の変化、家族形態の変化、このような中、ヤングケアラーの問題、8050の問題、さらには独り暮らしや高齢者世帯も増えている中、これまで行われてきた支援では賄い切れない課題というものも出てきているというふうに思います。様々な課題に対してどのような取組をしていくべきなのか。これまでも成年後見制度などには取り組んでこられているというふうに思っております。今後もこの制度の利用者が増えていくというふうに思われますが、ひきこもりの問題、介護の課題など住民の個別課題に対して対応していく、これには職員の力量というものもかなり問われるのではないかなというふうに思っています。対応できる絶対数を増やしていく、これも必要なことではないかなというふうに思っています。

さらには、自治体の職員だけではどうしても賄い切れないという部分も出てくるように思っています。大阪のどこだかの社会福祉協議会では、ひきこもりにしっかりと特化した支援を繰り広げているという支援員もいらっしゃいます。そのような形も含めて、この支援できる人を地域社会の中に増やしていくということも重要なことではないかなというふうに思っています。これらも含めて考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えします。

部長のほうからは、調査を行っていないという答弁がありましたが、これは決して何もやっていないということとイコールではないので、誤解のないようにお願いしたいと思います。民生委員がいます。それから区長も組長も社会福祉協議会もヘルパーもケースワーカーも、介護の情報を一番知っているのはその方たちが知っていますので、8050、逆の場合も含めてヤングケアラーのものも、大玉ではほとんど把握していると。ですから、大玉で亡くなってから1か月も2週間も放置されたなんていうことはいまだかつて出ていないということは、それだけ地域の中でしっかりと一件一件はある程度の見守りがされているというふうに感じているんですね。ですから小さい村だからこそ行われている、そういうものがある程度機能しているんだろうというふうには考えています。都会の場合には組織をしっかりとつくらないととても支援でき

ないということですが、それぞれの部署がそれぞれ保健所も含めて指導に行ったり支援に行ったりしている実態を、私も聞いております。ひきこもりの場合も職員が行ったりしています。ですから村内においては、そんなに大きな大変な状態に至っていないというふうには考えています。ないということではなくてね。

ですから、その数少ないそういう事例に対してどう支援するかということについては、社協とか関係機関としっかりと連携をしながら、やっぱりやっていかなきゃならないと。数の問題もあります。職員の数の問題、なかなか解決できないものがある。ヘルパーの数の問題もありますし、クリアすべきものでなかなか難しい問題もありますが、これからもアンテナを高くしてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 8 番。

○8 番（武田悦子） ありがとうございます。そうですね、小さな村だからこそ情報が見えるという部分はもちろんございますが、隠れて見えないところに問題があるというところもございますので、その辺しっかりと取り組んでいていただきたい。職員の数の問題もございますが、やはりこれからはこういう部分に多くの職員を配置していただきたい、これも要望であります、そのようにお願いをするところです。

村長は、これまでも10年後、20年後、そのような先を見据えた村政を進めていきたいというふうにお話をされ、様々な形でそういう部分を見据えた村づくり、進めていらっしゃるというふうに思います。今回の私の質問も、今対応を考え対策を取って取っていかなければ、10年後、20年後、大変なことになるのではないかなというふうに思っているからの質問であります。

事の大小はあるにせよ、何かしらの悩みや問題を抱えている人は多いというふうに思います。住民が安心して暮らすことができる地域社会をつくっていくこと、これが自治体の大きな役割だというふうにも思います。支援を必要としている人に適切な支援ができるような体制をつくっていくこと、これを求めて私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、8 番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため、暫時休議いたします。再開は午後3時5分といたします。

（午後2時50分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後3時05分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 6 番佐原佐百合君より通告がありました「住民参加で住民交流施設の計画を」外1件の質問を許します。6 番。

○6 番（佐原佐百合） 6 番佐原佐百合です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般

質問を行います。

まず、1件目の質問です。住民参加で住民交流施設の計画ができないかということについてです。

大山地区に公民館と子育て支援センターの機能を併せ持った住民交流施設の設置が計画されています。地域住民は、子どもから大人まで誰もが毎日利用し交流できる施設を望んでいます。また避難所にもなっているので早く建設されることを期待する声もあります。そこで、実際に利用することになる住民の皆さんに計画段階から参加してもらうことで、地域で支え合える施設ができるのではないのでしょうか。

そこで伺います。完成までの予定を教えてください。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

住民交流施設、子育て支援センター関係でございますけれども、完成までの予定ということでございます。今後、庁内におきまして検討組織をまず立ち上げさせていただきます。この組織によりまして、ご意見等をお聞きする手法でありましたり助成金、補助金などの特定財源の検討をさせていただきます。さらに建設内容等の検討を行った上で、その検討結果に基づく設計を行います。その後、財源等の確保ができた時点をもって建設に着手したいというふうに、今現在考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） そうしますと、財源確保、その建設内容に基づいて今後決めるということなんですが、それを行うのが今年度なのか、それがめどが立たなければ、また次年度といった形になってしまうのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

先ほど村長のほうで答弁申し上げましたとおり、今年度、検討のほうには着手をさせていただきます。その中で今議員おっしゃったとおり財源についての検討、これは当然民間団体におきます助成金も含まれます。そのほか国・県等の補助制度、そういったものを活用しながら進めていきたいと。それに当たってどういったものがあるのかを今年度、検討組織をつくった上で中身の精査に入っていきたいということでございます。

以前、3月議会のほうでも申し上げましたけれども、そういったものの条件整備が整った暁には早ければという表現で、令和5年度に着手したいというふうには申し上げました。これはあくまでも今現在の予定でございますので、前後することはご承知いただきたいとは思いますが、着手については今年度中に行いたいという内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 令和3年度に着手、検討を行って、早ければ令和5年度というこ

とで、本当に早く計画が立てられることを望みます。

子育て中のお父さん、お母さん、孫守りをしているおじいちゃん、おばあちゃんからは、大玉村でも室内で遊べる場所を造ってほしいという、そんな声をよく聞きます。皆さん、本宮市や二本松市の施設をよく利用しています。遊具が充実して安心して遊ばせているようです。

村民の声を聴く会でも、室内の遊び場を新設してほしいという意見もありました。当局からの回答は、「第五次総合振興計画で位置づけ、計画的に整備できるように検討してまいります」でした。振興計画には室内の遊び場について明記されていませんでした。今回建設が予定されている住民交流施設、これから検討に入ると思うんですけれども、その中で室内に小さな子どもさんが遊べるような場所が設置されることは、村長の頭の中では考えているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

従来から村長のほうからも申し上げておりました。これは規模の大小は当然ございます。子育て支援センターという機能も併せ持った施設でございますので、どういったものを規模をどのぐらいにしたらいいかというのは、今後、検討組織の中、またはご意見を賜りながら、本年度着手した上での検討ということになってまいりますので、今現在、例えば何平米のうちどのぐらいの規模ということは今現在申し上げられませんが、そういった中でそういう施設設備を設けるということは、今、念頭にあるところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 規模の大小はあるけれども、念頭に置いているということで、ぜひ住民の声も多くありますので、よろしくお願いいたします。

その中で、おじいちゃん、おばあちゃんとお父さん、お母さんたちが相談できるような環境もできるといいななんて思っております。

では、次の質問です。

新しい施設ができれば毎日ふらっと行っても何かができる場があるといいという声も聞いてあります。子どもたちから元気をもらいたいという声もあります。大山公民館は各団体などに施設を貸したり、さくらカフェの運営をしたり、どちらかと言えば貸し館が中心になっていますが、子育て支援センターに併設された生涯学習と地域コミュニティの施設になった場合、どのような運営を考えているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6番議員さんにお答えをいたします。

今回の施設建設に当たりましては、当然、大山公民館の代替施設と子育て支援センターを併せ持った複合施設という位置づけでございます。どのような機能をこの施設に設けるのかによりまして、当然、運営方法も変わってまいります。何度も同じ答弁で申し訳ございませんが、今後設置します検討組織、それと、その組織によって住民

のご意見等をお聞きする手法、そういったものを併せて検討しながら皆様方のご意見を拝聴した上で、こういった機能を持たせるか、それによって運営をどういうふうにしていったほうがいいのかを、今後十分検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） ということは、今年は今検討段階であるので、今何を聞いても多分、個人的にいろいろ村長とか教育長も思われていることはあると思うんですが、この場では、今回はお聞きしても考えていることはご答弁はいただけないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 6 番議員さんにお答えいたします。

私の思いはいっぱいあります。固まっているものもあります。ただ、これから村民の皆さんとか庁内で検討してご意見を伺って、いいものを造ろうというときに、私のほうでこういうこと、こういうことと言ってしまうと、それが固定的なものになりかねないので、やはりしっかりとご意見をお聞きして、それを参考にしながら最終的に決めていきたいということで、今は答弁は控えさせていただいております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 住民の皆さんの意見をしっかりと聞きたいということで、答弁は今は何も言えないということで、確かにそうですよね。公民館と子育て支援センターを併せ持った施設なんですけど、住民の関心は本当に高く期待されている施設になると思います。そこで計画段階から住民の声を反映し、利用者の利便性の向上、管理面やコスト面など出された意見を精査し、実施計画に反映してはどうかと考えます。

今、村長も言われたとおりに、住民の皆さんの意見を十分に収集するという方法を取られると思うんですが、住民の皆さんの意見をどのように収集するということも、きっと検討委員会という答弁が見えてきてしまうのですが、そこは、じゃ、違う質問に代えます、多分関連しているので。

多分、そこで検討されると思うんですが、本宮市の地域交流センターは駅前周辺の整備事業として計画されたようで、オープンの5年前から学識経験者や各種団体関係者、地域住民により組織化される、先ほどもよく出ています検討委員会を設置して、先進地への視察研修や本宮駅利用者や住民に対するアンケート調査などを実施しながら、計画の内容に関する会議を8回開催し協議を進めていたようです。この委員会より市へ提出された提言書を基に、市民パブリックコメントなどを経て、市において今回の交流センターができあがったようです。二本松市の駅前の交流センターも、やはり同じ駅前開発ということでした。

何を言いたいのか、私はよくあるこの検討委員会で会議を行うのではなくて、村民ワークショップを開催してはどうかと思っております。ワークショップは会議や説明会と違って、ただ話を聞く、多少意見は出す、そういうことだけではなく、周辺との協

力が求められる会議をしている中で。参加者にも当事者意識が生まれますし、互いの意見を聴き、目標に向かい行動することによる達成感もあるような気がします。施設に対する愛着心も、多分何年も何回もかけてやっていると、施設を温かく見守ることができるんじゃないかと思います。複数回のワークショップを開催することで、地域住民同士が知り合いになれるんじゃないかなとも思っております。

もちろん、進行は職員さんかコンサルさんが入ると思うんですが、近隣の施設では開館する前から住民参加のワークショップを行っている施設もあります。福島では商業施設と一緒にいる福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ、こちらは1年前から住民と協議をしております。それから須賀川市の公民館や図書館と子どもセンターが一緒になった須賀川市民センター t e t t e、こちらは5年前から市民ワークショップを開催しております。

事前に進めていけば、先ほど言っている補助金とか助成金の獲得をするときに、ちょっとどうやって取っているか分からないんですけども、早めに住民とこういうことで進んでいますよということが提示できれば、予算獲得にもつながるのではないかなと思うんですが、村長、教育長、この住民参加のワークショップについての見解を伺います。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 公民館に代わる生涯学習施設ということで、教育委員会も関係するのかなと思って、ちょっと言ってみました。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 補助金の関係から言うと、公民館で設置すると実勢の3分の1も出ないんです。法律的には2分の1補助というふうになっています。実質3分の1を下回ってしまう、単価で計算すると。幼稚園の増設のときに25%ぐらいしか出ないというのはそういうことです。公民館として建てることはちょっと難しいと。ですから大山公民館代替施設というふうな言い方をさせていただいています。ですから、公民館を新たに設置するのではなくて、機能は同じでも交流センター、一般的な交流センターを使うと。

これは補助金の関係で、そういう縦割りをせざるを得ないと。交流センターの場合には本宮を含めて2分の1、実勢で2分の1出ると。そこで幾らでもいいので、ほかのものを足して、5割を6割とか6割5分とかいうふうに補助金を増やしていく努力をしていきたいというふうに考えております。ですから、主管は出来上がってからはどうなるかはこれから検討しますが、取りあえずは大山公民館の建て替え等は補助金の関係から言うと違って、大山公民館の代替施設という形でこれから進んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 6 番議員さんにお答えをいたします。

ご提案のワークショップ関係でございます。これにつきましては通常の総合振興計

画とか各種計画の策定の時点では検討委員会、村民の方々にお願いをしまして、検討委員会を立ち上げ、その中で議論をいただくというふうな場をそれぞれ設けさせていただいているところでございます。

今回ご提案のありますワークショップでございますけれども、これについて大変効果の見える組織ではございます。今後、まず職員による検討組織を立ち上げて、いろんな内部で議論をしまして方向性を見出した上で実行に移していきたいという趣旨でございます。したがって、今ご提案のワークショップにつきましても内部で十分に議論をした上で設置、そういったものの進行のほうも含めて進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） では、内部で十分検討していただき、住民の声を反映できるような手法を考えていただいて、小さい村だからこそできる何かを見い出していただけるような住民交流施設が建設されることを望み、この質問は終わります。

次の質問です。大玉村農村公園とふれあい村民の森の整備について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大により、不要な外出は避ける要請が出される中、全国的に屋外公園の利用が増えています。国土交通省で公表されている新しい生活様式を踏まえた身近な公園利用のポイントを基にガイドラインを作成し、住民に呼びかける自治体もあります。新しい生活様式において、公園は散歩や運動をして健康的な生活を支えたり自然へ愛着心が育まれたりと、より効果が見込めるのではないかとされています。

本村では、昨年実施した住民アンケート調査、都市計画マスタープラン、住民会議、村民の声を聴く会では、公園の満足度は低くなっています。子どもや大人も楽しめる遊び場や遊具の設置、大玉村の豊かな自然を活用した既存の公園の整備を望む声があります。そこで大玉村農村公園とふれあい村民の森について伺います。

まず、大玉村農村公園についてです。毎年農村公園などに管理委託料が予算化されて施行されていますが、現在の利用と維持管理の状況を伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 6 番議員さんにお答えをいたします。

現在、本村には新田農村公園、それから上ノ台、定場、南小屋の4つの農村公園が存在してございます。これら農村公園の現在の利用状況につきましては、それぞれの状況については把握はしてございませんが、それぞれの公園で個々人の利用も少なくなってきたりまして、また、かつてのように高齢者のゲートボールの会場、それから地域の行事というふうな利用も少なくなってきたりまして、整備当時に比しまして、公園としての利用は減少している現状でございます。

このような中におきましても、新田農村公園につきましては地域の夏祭り会場というふうな利用もされているというふうな実績でもございます。また定場農村公園につきましては、令和2年3月まで除染の仮置場として使用がなされてきたところでござ

います。

次に、維持管理の状況でありますけれども、新田農村公園と上ノ台農村公園につきましては、地元の行政区に維持管理をお願いをしております、年間の委託契約を締結させていただいているところでございます。南小屋につきましては村の直営管理、定場農村公園につきましては仮置場の利用を終えまして、現在のところ村で管理をしているような状況でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 上ノ台公園と新田公園については地元行政区に管理を、南小屋と定場の公園については直営でということ、4つの公園あるのに2つしか予算がされていなかったから、どこかなんてちょっと思っただけだったんですが。

そこで、令和元年に上ノ台公園と南小屋公園の遊具が老朽化したということで撤去されましたが、再度設置できない理由をお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 6 番議員さんにお答えをいたします。

お尋ねのとおり、新田農村公園、上ノ台農村公園、南小屋農村公園の遊具につきましては、設置からそれぞれ約30年が経過して、老朽化による事故防止の観点から令和元年度に撤去を行ったところでございます。遊具を設置できない、あるいは設置しないという理由は特段ございませんので、遊具の再設置につきましては当該公園のそれぞれの利用状況あるいは地元の意向、要望等を踏まえまして、財源等も考慮しつつ、相談、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 事故防止のために撤去したと。遊具の設置については、今後地域の方の意見であったりとかを反映して予算化できればということで、そもそも上ノ台公園については近くの団地の子たちが遊びに来たら壊れていたのも、ちょっと点検して使えるようにしてほしいという話だったと思うので、その後、地元のほうには老朽化しちゃったから撤去しました、それだけしかないということで、早く設置してくれないかみたいな声も上がっておりました。

今年、上ノ台のほうについてはですけども、やはり使われていない公園なので、地域の問題でもあるんですけども、維持管理のほうをちょっとできないというような感じになってきてまして、今後、地域で話さなくてはいけないんですけども、まず地域的小朋友さんがいる親御さんにちょっといろいろお話聞いたんですが、やはりすごくお金のことを気にしてくれていて、どうしても増えている地域もありますけれども、今回、農村公園についてはかなり子どもたちが減っているので、いないところなので、欲しいけれども、あれば使うけれども、子ども少ないのに造ってもらうと悪いよねとか、逆に村民の方がすごく心配してくれていて、でも前から設置してあって、やっぱり造ってもらわなきゃいけないという、そんな声もあります。

なので、今後話し合う上で、今、部長のほうから答弁してあった言葉を多分皆さんに伝えれば、地域で話し合うときに、ああ、きっと前向きな意見が出るんだなと思って今お伺いをしていました。それで部長のほうからそういう答弁が出なければ村長のほうに振ろうと思っていたんですけれども、一応、地域全体で話し合うことになるんですが、どのような公園にしたいのか、地域住民としては、村は地域のことを考える公園にしたいのか、それとも人を集めたい、どこかから誰か来てもらおうとか、そういうふうに考えているかによって、こうしたい、ああしたいって言えるよねって。だから、どうしたいんだろうという話もありました。なので、条例では農村公園の管理者は村長になっております。村長のほうから、ぜひこういう形で利用していただきたいというような声がけというか道筋を示していただけると、皆さん考えやすいんじゃないかなと思います。それで村長の今後の展望を伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

農村公園施設の管理者は、当然これは村でありますので、代表は村長ということになります。今後の展望ということで、代わってお答えをさせていただきたいと思えます。

農村公園、まず子どもの遊び場という観点からしますと、それぞれの地区にやっぱり近くにそういった気軽に行けるような場所があるということは、肝要ではないかというふうに考えてございます。したがって各農村公園につきましては、それぞれの各地区地区において利用ができるような、そういった形での再整備、そういったものをきちんと地区の方々とお話をさせていただきながら進めていくことが肝要ではないかというふうに考えてございます。そして、ほかからどんどん人を呼んでということではなくて、そういった形での整備が必要なんではないかというふうに考えてございます。

全体的な今後の展望といたしましては、子どもの遊び場あるいは既存施設の整備、こういったことを望む声が多いということも承知しながら、地元の要望をしっかりと聞きながら、各公園のありようについて検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 4つある公園の使い方は違っていいと思います。もし本当に子どもが少なくても遊具が欲しいというご意見が出たら、それは検討していただけるんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 設置等について、地元の皆さんと十分に相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） 前向きな答弁ありがとうございます。

次に、ふれあい村民の森について伺いたします。

ふれあい村民の森を利用している人は、自然が豊かで、とってもいい公園だと言っています。幼稚園のお友達にも教えてあげていますという人もいます。子どもから大人まで楽しめる公園にすれば、もっといい場所になるという声もあります。ふれあい村民の森の場所を知らないという人もいます。そこで、村民や村外から来た人にも分かりやすい案内板の設置や情報提供ができないか伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 6 番議員さんにお答えをいたします。

現在、ふれあい村民の森の道路に表示されます案内表示板、こちらにつきましては 5 カ所設置してございます。県道から横堀平を通過してアクセスしていく、あるいは村道安達太良線からアクセスするというふうな部分もございますが、5 カ所ほどでございますが、十分とは決して考えてございません。またホームページ等での紹介も行っておりませんでしたので、これら案内表示の充実あるいはホームページ等での紹介、そういったものについても順次検討を進めて実施に移してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） ぜひ、いい場所って思ったださっている方々もたくさんいますので、紹介のほうをよろしくお願いします。

設置条例は、村民が森林に親しみ、緑と触れ合いを通じて健康の増進を図るほか、森林体験を通して都市と地域住民の交流の場として積極的に活用するとともに、林業に対する認識を深めることを目的ということで設置しています。その目的に近づけるには人を呼ぶ仕掛けが必要だと思います。2019 年に庁内若手職員によるプロジェクトチームから、現状分析、課題、提案、効果までが報告されました。すごいよく検討されていて実現できそうな内容もありました。多分、今ここの会議場の中には知らない方もいると思うんですが、もう一度中身を検討する予定はあるか、伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 6 番議員さんにお答えをいたします。

今ほど、議員からお話がありましたプロジェクトチームによる報告によりますと、駐車場あるいは記念樹、展望台等を整備するシンボル、記念樹エリア、また水遊び学習館等を整備する西部エリア、遊具、ドッグラン等を整備する東部エリア、ウォーキング、マウンテンバイク、アスレチック等を整備するアクティビティエリアというような 4 つのエリアから構成されておりまして、大変私どもといたしましても興味の持てる構想であるなというふうな感想でございます。

ふれあい村民の森も、設置から約 20 年を経過しておりまして、再整備の検討が必要な時期ではないかというふうに考えてございますので、今後このプロジェクトチームによる報告も当然考慮に入れながら、実現可能な内容の検証を行いつつ、補助事業等の財源の確保も含めまして、再整備について協議、検討を進めてまいりたいという

ふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 私もそのときの資料を今も大事に持っていますけれども、本当に中身一つ一つ見ても、すぐできそうなもの、多少お金もかかるかなというものもありますが、すごく本当によく課題も把握されていて、予算を取る方法から何から書いてあるので、ぜひどれか1つでも2つでも、欲を言えばもっとありますが、実現の方向性に向けて、ぜひこのプロジェクトチームの報告があった内容を進めていただきたいと思います。

その中でも、自然学習館という施設が中にあるんですけれども、いつも開いていてトイレも施設もきれいに整備されています。そこを何か様々な森林学習や体験ができるのではないのかなと思うんですが、毎日じゃなくてもそこに案内をする方がいれば有効活用できると思うのですが、管理運営の一部をどこか団体などに委託して一緒に運営する考え方はあるのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 6 番議員さんにお答えをいたします。

ふれあい村民の森の利用状況につきましては、来園者数のデータ等を取りまとめているわけでございませんので、ざっくりと平均しますと1日10名程度の方がおいでいただいているかなというふうには考えてございます。散歩に訪れる方がほとんどかなというふうに考えてございますが、そのような状況の中、現時点で毎日ではなくても案内人の方が常駐するというのも若干難しい状況であるなというふうに認識してございます。

したがいまして、例えばイベント等を開催を検討するに当たり、そういったふれあい村民の森を利用した自然学習等が行われる場合に、森の案内人の方々においでいただいて、森林との触れ合い、あるいは自然を学ぶ機会を設けてはどうかというふうに考えてございます。

管理運営の一部を団体との委託というふうな件につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、再整備の必要性というものを現在これから検討を進めてまいりたいというふうなことでございますので、その中で現在からの管理運営の方法、それから村民の森を活用いたしました自然学習等のイベントについて、そのような再整備と一体となった協議、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 6 番。

○6 番（佐原佐百合） 再整備の必要性は感じていらっしゃると思うのですが、このふれあい村民の森については何年か前にも質問させていただいたときに、森林学習の場として活用したいというような答弁もございましたが、その後、多分、小学校とかでやっているぐらいで、村民向けのものはやられてはいない記憶があります。ふれあい村民の森を何とかしたいと思っている方々もいます。利用者が多いというか、来てくれ

る人が増えれば、もうちょっといろんな活用ができるのではないか。近くにフォレストパークあだたらはありますが、昆虫の採集とかはできないので、昆虫が採集できたり遊具で遊ぶなど、フォレストパークあだたらでできないことをできるような施設になれば、交流人口も増えるのではないかと思います。

なので、いつも思うことは、やっていただければすごくありがたい答弁なんですけれども、それを実現に向けて実施するには、やはりどこか協力をしていただくところがないと、なかなか職員さんとかだけでは難しいのかと思います。そういう意味もあって一緒にやんないかいって何か声をかけてあげたら、やれる団体が今ある気もします。なので、そんな含みもあって質問しましたが、新しい公園を造るのもいいんですけども、今既存である公園を何とかしてほしいという思いもあります。なので、早めにこの整備を進めるような方法はないでしょうか。どうしたらいいんでしょう。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 6番議員さんにお答えをいたします。

昨年実施いたしました都市計画マスタープランのワークショップ、住民ワークショップを行った際にも、やはりふれあい村民の森を含めた既存施設の再整備、充実というふうな声もいただきました。そういったことから、進めていく上で様々な団体の方々のご意見をお聞きしたり連携をしたりというのは、当然大切なことであるなというふうにも感じてございます。できるだけ早期にこの再整備について検討を進めてまいりたいというように考えてございますが、財源等のクリアしなくてはいけない部分もございまして、そういったことも含めて、事務のほうで、こちらのほうで検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 6番。

○6番（佐原佐百合） どの事業も予算のこともありますので、絶対早くやってとは言えないんですが、早期に再整備ができることを願います。大玉村っていうと何がいいのっていうと、やっぱり自然がいいよね、自然豊かだよっていうことがよく返ってくると思います。この豊かな自然に恵まれた大玉村の環境を守り、森林に関心を持ってもらいたい、多くの人が利用できる場所にしてほしい、そんな公園や緑地の維持管理だけではなくて、整備の必要性を十分に検討していただくことを要望し、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 以上で、6番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

7番鈴木康広君より通告がありました「コロナ感染対策とワクチン接種について」ほか1件の質問を許します。7番。

○7番（鈴木康広） 7番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、コロナ感染対策とワクチン接種について、ほか1件の質問を行います。

私がこの質問を行うその発端となったことは、実はある方の実体験、その方がコロ

ナ感染の疑い、自分自身がということがあったときに感じたこと、これが基になっております。その方は仕事で神奈川のほうに行って業務出張で、翌日の夜に実は38度を超える発熱があったと。その時期、非常に東京都で問題があった時期ですので、これは今年の春先です。すぐに役場のほうを通しまして安達の発熱外来のほうを受診し、実際にはそこで受診したところ、問題となるのは、東京でどういうふうな活動、行動をしたか、要するに感染するような危険のある行動があったかどうか、実際には相手のほうの会社がリモートのワークなどを進めているような大きな会社で、全てこういうふうな仕切り等とか感染対策が進められているところで対応されたということで、それであれば診ていただいた医師のほうから、PCR検査等の必要はないだろうと。気になるのであれば、できるだけ不要な外出もしくは人との接触を避けた上で少し様子を見たらどうだという話で、実際にはその後、何の問題もないことだったんですが、実際そのコロナ感染の疑いがあったとき、発熱からその翌日については、その体験者は非常に心配をした。当然、家族について、大切な家族に感染させてしまうのではないかな。

実は、その人の奥さんが二本松のほうの高齢者施設のほうに勤めていることがありまして、もし自分からそういうことにうつれば、高齢者にうつって命に関わるようなことが起きるかもしれない。実はこうすることで、奥さんのほうに心配なんだと言ったところ、いや、うちは夫婦のほうで濃厚接触全くないからと言われまして、それは笑うところですかと思わず聞いてしまったんですが、実際にそういうことがあった場合に、家族もしくは職場もしくは……（不規則発言あり）はい、じゃ少し巻きます。

そういう形で、そういうところで今言った感染させてしまうという心配を持つのは当然だと思います。その上で、どうやって、じゃその可能性を減らしていくか。これはその職場とか、もしくはその関係者のほうにその情報を伝えて、どういう対応をすることが一番適切であるかを確認する必要があると思います。したがって施設や学校では、管理者が感染の可能性を把握する必要があると。村民の安全確保のためには教職員などのワクチン接種によって一つの大きな視点になっています。優先することが有効だと考えています。具体的に保健所や社会福祉協議会、学校の教職員は同居家族などの感染のおそれがある場合、報告が行われているか、また村役場職員についてはどうかを伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 7番議員さんにお答えいたします。

保育所や社会福祉協議会、学校の教職員及び村職員につきましては、同居家族等がPCR検査をすることになった場合など、感染のおそれが疑われる場合には出勤を控え、と同時に、職場のほうに随時そういった状況を報告することになってございます。以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。実際そのある方も職場のほう、業務のことでどうしても出勤の必要があったので、ただ、ほかの職員、ほかの要するに会社員と

というような人が帰ってから、夜中行ってその業務をすとかという方法を取りながら、少しでも感染の可能性を減らしたという形を取りました。今言ったように、その情報があることによって、実際に少しでもその可能性を減らすことが……。

では、教職員や職員が濃厚接触者または接触者、これは保健所のほうでその判断には区別等があるのかかもしれません。ただインド株等もありまして、今どこまでのが難しいところもあると思うんですが、そういうものについてどのような基準があり、どのような対応というのがなされているか。認識していればお願いします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 7番議員さんにお答えいたします。

教職員につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する学校運営の基本方針というものがございまして、これに基づいて村の新型コロナウイルス感染症対策本部と協議の上、対応することになっております。

また、教職員に感染者が発生した場合、教職員から当然学校は連絡を受けます。連絡を受けました学校は、感染者の学校内での活動状況を含め、教育委員会に報告することになってございます。教育委員会は村対策本部への報告と同時に協議も行い、また保健所もそういった個別の案件について調査をしますので、そういった見解や学校医等の助言等も踏まえまして、学校の全部もしくは一部を臨時休業の要否、すべきかどうかといったところを検討いたします。学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合には、学校の全部もしくは一部を臨時休業というような措置をすることになります。

また、教職員が感染者や濃厚接触者となった場合には、職務専念義務の免除等により出勤させないということとしてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） ありがとうございます。教職員についてはその義務の免除という形で、実際にはそういうことについて心配なくていいということが明確に示されていることを理解いたしました。実際に児童施設の感染源については、今報道等でも言われていますが、家庭内感染が主であると。実は今年の3月の時点で、東京のほうで198人の濃厚接触者、これは要するに感染経路が分かっている人の中で122人が家庭内で、施設が45人、職場が19人、会食が12人。家庭内感染というのが実際にはすごく多い。ましてや児童生徒の感染源だけを見れば、多分もっと大きな割合というか、可能性になっているんだろうことが推測されます。

では、学校では児童生徒の家族に感染があると、家庭内感染が疑われる場合に、そういうことを把握することができるかどうか伺いたい。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 7番議員さんにお答えいたします。

各学校、幼稚園では、園児、児童生徒の家庭内に感染があった場合は、速やかに各学校、幼稚園まで連絡するように各家庭に依頼をしており、家庭からの連絡用に実態

を把握しております。また教育委員会では各学校、幼稚園と情報を共有し、迅速に対応策を検討する体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 私が、挙手して指名してからしてください。いつ言うかなと思ったんだけど。手を挙げて。7番。

○7番（鈴木康広） 大変失礼いたしました。

ありがとうございます。学校については、そういう内容については把握できるシステムが出来上がっている。意外と個人情報のからみがあるので、そういうことを本当に必要があったらできるのかどうか、ちょっと心配していましたが、今そういう心配がないということを聞いて、安心いたしました。

最後が、一番私として今回の内容で言いたいことなんですが、日常的に子どもたちや高齢者と接する教職員、職員のワクチン接種を急ぐことが必要ではないかと、私は考えています。そのことについてどのような考えがあるかどうかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中沢武志） 7番議員さんにお答えいたします。

ワクチンの接種につきましては、先ほども同様の質問がございましたが、国が指定する優先順位により、まず医療従事者、高齢者、ここについては既に始まって、3番、常に基礎疾患を有して届出をされた方に関しては、既に接種が始まってございます。今後、その他、あと高齢者等の施設等の従事者についても同様でございますが、そこから下の64歳以下の方につきましては今後ということですが、順に接種券を送付して接種を実施するという事になってございます。

今後、このように64歳以下の方につきましては、大規模集団接種、職場での接種、職域ごと、学校等での接種、学校というのは大学という意味でございますが、そういったところでの接種など、全国で様々な取組が進んでございます。

村におきましては、二本松、本宮との広域連携によりワクチン接種を実施してございます。優先接種につきましては細いところ、先ほどともかぶりますが、細かい優先順位についてはそれぞれの市村の独自の判断で決まると思われますが、おおむね先ほども申し上げたように、保健センターで大規模集団接種に従事する職員、それから子どもとかお年寄り等に不特定のそういった方々と接触をする教職員とか保育士の先生方、そういったところについて優先的に優先順位として検討しているところでございます。

なお、今後につきましては、先ほどの答弁のとおりでございますが、時期等については今後調整、協議をしながら進めていくというところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7番。7番さん、マイク。

○7番（鈴木康広） 先ほど説明があったとおり、キャンセル等に対しては優先順位のが今進められていると。ただキャンセルだけじゃなくて一般的なキャンセルでその話が

出ているということは、必要性を認められているのかなと、認識されているのかなと。であれば十分な説明を行って優先順位を設定して職場、当然、学校等であれば接種後に発熱等があったり体調不良があった場合については影響も出ますので、計画的にそういう問題が起きないような優先的な対応というのをしっかり取っていただければありがたいというのが、私の願いでございますので、それについて十分な検討をお願いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 7番さん、ちょっとよろしいですか。

○7番（鈴木康広） はい。

○議長（菊地利勝） ここで議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたしました。

7番さん、どうぞ。

○7番（鈴木康広） じゃ、続けて質問いたします。ICT活用で教職員の多忙化解消と教育環境の充実を求めるについて、質問いたします。

統合型支援システム、これがもう学校のほうで導入されているんですが、文科省の手引書によれば、一番最初の初めのページに、子どもたちが社会的変化を前向きに受け止め、予測不可能な社会を生きるための力ということで、社会に開かれた教育課程、カリキュラム・マネジメント、主体的対話の学びなどの教育改善、授業改善ということを目的として行くと。

ただ、看過できない教員の勤務実態というのが、その後すぐ示されていて、教員1週間当たり持ち帰りは含まない、要するに、学校の中で勤務している時間が小学校で5時間25分。これ平均です。中学校は6時間18分というものが、ここに書かれています。これ、当然1週間当たり6日、長くても6日ですので、7日ということもあるかもしれないんですが、そう考えると1日の勤務時間数、8時間以内で収まっているというのが、これを見て分かる。

このような教員の長時間勤務を解消するために、実はこの統合型の校務支援システムというのが活用できないかと。実際にこれを使うことによって、1年間に200時間以上の削減実績というふうなこともここに載っていて、教員の多忙化解消、あと教育の質の向上というものから導入が求められていることがうたわれている。

では、実際に統合型の校務支援システムの現在の活用状況、特にこの県北も含めた活用状況、また転勤後もグループウェア機能などを利用することによって実用性、次のほうの実用性等もなければ、なかなかシステムがあっても使いにくいと考えます。またそういう場合については、当然情報保護のためのセキュリティー対策とか、どういう情報をどんな管理基準にするかなども必要になると思うんですが、そのことについてはどういうふうな状況になっているかを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんにお答えいたします。

昨年 7 月に導入しました福島県版統合型校務支援システムにつきましては、実質、本年度が年度当初からの運用ということで、システムが備える機能の積極的な運用を図りながら、先生方の事務負担軽減に努めているところでございます。

県が今年の 4 月現在で取りまとめました情報によりますと、令和 2 年度までの予算として措置済みの市町村が 19 市町村、令和 3 年度予算として措置の市町村が 17 市町村、令和 4 年度以降に措置予定が 6 市町村と、県内の約 7 割強の市町村の導入が見込まれております。

情報保護のための対策としましては、システムの導入に当たりまして、まずハードの部分になるんですが、外部からの侵入や不正アクセスを防ぐ高セキュリティな新たな情報系ネットワークの構築を図りました。また情報管理に当たりましては、これはシステム導入以前よりではございますが、情報機器の取扱い等に関しまして、村の情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準を遵守するとともに、学校内における校内規程により個人情報の保護の徹底を図っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。実際に導入されていて、実際にそれをもう使っていること、あと、今言ったように、システムについてはそれぞれの基準に基づいて反映されていると伺いました。セキュリティ対策上、その情報を行政系のシステムのほうに置くのか、それとも使いやすさを考えて一般的なシステムのほうに、要するにウェブのほうに置くということもあると思うんですが、そういうものについてのすみ分けがされているかどうか伺いたいと。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんに再度お答えいたします。

ただいまの答弁でも申し上げましたとおり、教育系の新たなネットワーク、教育系のネットワークは別にありますが、さらにそこから分離するような形で、新たなネットワークとして構築しておるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

では、今、児童生徒に 1 台のタブレットが実際に導入されています。それで今現在どのように活用されているか、また学習の成果や ICT 活用の課題として、教材研究、これ実は統合型支援システムの中で実際に授業のほうの内容を入手させるために、少しでも時間を削った上で教材研究の時間を十分に獲得すること、これが学習指導の質の向上につながるというふうな形、これはあくまで教員のほうですね、のほうに示されています。

また、生徒児童に 1 人 1 台のタブレットがあれば、それをうまく使う方法も今まで

以上に可能性は広がってくるのかなと思います。では、それが今現在その成果、活用の課題というのが今どういうふうな形に認識しているか伺いたいと。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 7 番議員さんにお答えいたします。

1 人 1 台タブレット導入になりました。導入になってまだ日が浅いんですけれども、一番気をつけていることは、タブレットに関する興味、関心ということですかね、それを高めてもらうようにということで、基本的にはタブレットというのは学習用具だという捉え方を国も県もしています。そういった捉え方を基にして慣れ親しむというようなことに重きを置いて、そういった活動を子どもたちにさせております。

例えば、カメラとかQRコードの活用とか、またインターネットを利用した調べ学習とか、そういったことをすることによって、身近なところからいろんなことにチャレンジできるんだなという、そういうすばらしい道具だなというようなことについて理解を深めたいというようなことで進めております。授業では算数とか理科とか社会とか外国語活動とか、あるいはまた総合的な学習等で調べ学習の場面で積極的に使っていくような方法で、今やっております。

そういったことを通して、子どもたちが少しでもタブレットを使いたい、使ってみたい、使ってみると便利だなというようなことを分かってもらいたいというようなことでございます。そういったことをすることによって、成果というのは何よりもまず興味、関心が高まってきているということです。これは子どもたちもそうですが、先生方にも興味、関心が高まってきておられるというようなことが、今現在の成果なのかなと。

ただ、まだ始まったばかりですので、これからそれを検証して行って、またそこから新たな課題を見つけて取り組んでいく必要があると思いますけれども、そういった状況にもあります。

それから、課題なんですけれども、ICT支援員のほうにお聞きしましたらば、想定されておったんですけれども、先生方の中で非常に個人差が大きいということです。ですから、そのことをどうするかというようなことを今考えているんですけれども、そういった個人差に配慮しながら、特に苦手な人たちが嫌がらないで使っていくような、そういったことをしていくようなことが今求められている大きな課題なのかなと、そんなことを考えております。そういったことを整理しながら、今申し上げましたような形で、これから使い慣れて使いこなせるような形にしていきたいなと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。次のICT支援に関することについても少し答弁がありました。この支援員がどういう仕事をしているか。実は最初に考えるのはどうしても当然生徒のほうと思いやすいんですが、今すぐ対応しなくちゃいけない問題というのは、今言った校務支援システムをうまく使って、先生方の業務の多忙化

を少しでも防ぐということが急務だと。そう考えれば今言ったように、支援員の方が先生方のほうの差があるにしても、その先生に合った方法で支援をすることによって、少しでもそういう問題が解決することが最も大事な仕事なのかなと思います。

また、このところで文科省のICT活用教育アドバイザーという制度があるということにちょっと触れているんですが、先にその件についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（佐藤吉郎） 7番議員さんにお答えいたします。

今ほど議員さんからご指摘がありました統合型の校務支援ソフトと、それからICTタブレットというのは別に考えていただいてもいいと思うんですけども、今ご指摘ありましたように、統合型支援ソフトを導入して、前年度からやったのを今年度正式にそれをフル稼働していこうとしたときに、非常に先生方だけではできない部分とか、それから非常に多くの業務が入ってきました。直接いろいろデータを打ち込んでいくことも必要ですし、それから学習指導計画等もちょっと年度初めに先生方やることでできなかったんで、まず校務支援ソフトが起動するよう、そして今議員さんお話しされたように、それが結果として多忙化解消、そしてまた子どもたちの指導の充実につながるようなことで、そちらにかなりシフトして今やってもらっています。かなりそれに時間を使ってもらっていますので、そういう点ではすごくよかったのかなというように思っています。校務支援ソフトも徐々に機能していくのかなと思っています。

本来ですと、支援員の仕事といいますのは、まずは授業の支援ですね、ICTを使った授業の支援ということが一番になりますけれども、それから環境整備とか、それから先生方の研修とか、大きく分かれるわけですが、今、導入段階ですので基本的には先ほど申し上げたように多くの先生方にタブレットを使った授業をすることの魅力といいますかね、それから、いかにしたら使いやすくできるかというようなことについて、週5日勤務になっているんですけども、順番で学校を回っていただいて朝から晩まで学校に詰めていただきまして、そういったことをしていただいています。それから、どういった授業をすることがタブレットを使った授業で効果があるのかというようなことで、そういうアドバイスをしたり、実際に先生方にも働きかけたりしています。

昨日でしたかね、自分で実際に歴史に非常に造詣の深い先生で、ちょうど縄文時代、弥生時代の学習、6年生やっています。中学1年生やっています。そのタブレットを使って授業をやってみて、そして子どもたちにいろいろ驚きを与えたり、先生方も、ああ、これはいいなと思ったりというようなことで、そういった形で徐々にその有効性というか、それが先生方に、そしてそれが、ひいては子どもたちにつながっていくような、そういう形にしていきたいというように思っています。

繰り返しになりますけれども、ああ、これは大変だなというようなことを思わないような形で、先生方に応じた支援をしていくという、支援は当然直接指導もしますけ

れども、先生方同士もそこで関わり合ったりというような、そういうことをしながら、この制度を大事に使っていききたいなと、そんなふうに思っています。

それから、文科省のＩＣＴ活用アドバイザーという制度があるんですけども、そこを使うというような状況には今至っていません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。実際にＩＣＴ支援員が週５日間、１日という形で活躍している。実際に必要なことを着実にやっているということを、今認識できました。文科省のＩＣＴ活用教育アドバイザー制度を見ますと、実際にタブレットを使ったこんなものやってみましたみたいな、内容を見ると確かにいいのかなと思うんですが、それが全ての学校、全ての状況にすぐ当てはまるかというと、簡単ではないし、その先生が実際に来て、要するに１日もしくは１週間ずっとつけるかといったら難しいということを考えれば、やっぱり今現在必要なことをやっていく。

私は一つはコロナ対策、目の前の実際にワクチン接種が進んでいる。あと学校多忙化解消、これはもう本当に急がなくちゃなんないのかなと、私はすごく今思っています。なので、その２つについて、ぜひ早く判断をしていただいて、必要になればその内容を変えていただくことを強く希望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（菊地利勝） 以上で、7 番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後４時１５分）